

HIGASHIMIKAWA REGIONAL RESEARCH CENTER

東三河地域研究

通巻 100 号～104 号

(社) 東三河地域研究センター

目 次

◆ 東三河地域問題セミナー 平成21年 第1回講座 「中部における道州制の検討」 社団法人中部経済連合会 理事 林雅人氏.....	1
「広域合併・道州制に関する研究報告」 東三河広域協議会(豊橋市企画部広域推進課長)鷺坂浩孝氏.....	5
◆ 東三河地域問題セミナー 平成21年 第2回講座 「新しい政策の指針と東三河地域について」 愛知県知事政策局企画課長 平岩昭彦氏.....	8
「あいち山村振興ビジョンについて」 愛知県地域振興部山村振興室長 佐々誠二氏.....	12
◆ 東三河地域問題セミナー 平成21年 第3回講座 「東三河地域における森林療法の可能性を考える」 東京農業大学森林総合科学科准教授 上原巖氏.....	15
「癒しの森からまちづくり」 長野県信濃町産業観光課癒しの森係主査 川口彰氏.....	19
◆ 平成21年度 記念講演会 「浜松の未来と課題」 浜松市長 鈴木康友氏.....	22
◆ 第16回地域関連研究発表会.....	24

社団法人東三河地域研究センター 平成21年東三河地域問題セミナー第1回講座

平成21年5月29日(金)14時~ 名豊ビル8階(コミュニティホール)にて、林雅人氏と鷲坂浩孝氏が講演を行った。

「中部における道州制の検討」

社団法人中部経済連合会

理事

林 雅人氏



◇はじめに

中部経済連合会は、愛知・岐阜・三重・静岡・長野の5県を活動エリアとする広域的な総合経済団体で、中部の明日を考えることが大きな使命の一つであります。本会と同じような団体が北海道から九州まで8つあります。東京にある日本経済団体連合会は全国組織で別格ですが、この日本経団連も含めて全国の経済連合会は、道州制に関して地域の実情によって多少の温度差はありますものの、いずれも推進の立場をとっています。

各地の経済団体が道州制推進を提唱する最も大きな理由は、制度疲労に陥っている現在の中央集権体制から脱却して、地域のことはその地域に住むもの、活動の拠点等にしているものが決める、そういう自己責任と自己努力で物事を決められる地方分権型社会を構築し、「魅力と活力のある地域社会」を創っていくことが必要、そのためには、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、行政の仕組みを変えていくことが不可欠と考えているからであります。

◇道州制導入の必要性

まず初めに道州制の必要性について、私どもなりに考えておりすることを申しあげますと、次の5つぐらいの理由があると思います。その1つ目は、地方分権の更なる進展への要請です。地方自治の担い手は基礎自治体、市町村になるわけで、その基礎自治体および州が財政力や、政策の企画・執行力を充実させて現在の府県制度の枠組みによっては対応できないような広域的な行政課題に対して、広域の自治体である道州が取り組むことが出来ると考えております。理由の2つ目は、人口減少への対応ということです。わが国は既に人口減少社会に入っているわけですが、農山村部では限界集落といった高齢者比率の高い居住地域が増えたり、都市部においても高齢化率が高くなっています。しかし、高齢化対策といって全国一律の対策ではなく、住民ニーズ、地域のニーズのあった形で行うことが必要であります。3つ目は、生活圏・交流圏の拡大と行政ニーズの多様化・広域化ということです。現在の広域化・多様化している様々な行政課題を府県単位で対応しようとすると上手くいかない、例えば流域整備の問題や環境規制の問題などは州という大きな自治体の枠の中で考えが必要であろうと思います。4つ目は、国・地方を通じた財政危機の視点です。今

さら申し上げるまでもなく、国・地方を合わせて800兆円を超える財政赤字となっております。社会保障費の増大等を考え合わせますと、今みたいな状況がいつまでも続くわけではなく、行政組織だけでなく国・地方を通じた行政の仕組みを抜本的に変えていかなければならないと思います。最後の5つ目は、東京一極集中の是正です。これに関係する話ですが、首都機能の移転の動きがありまして、中経連もいろいろな活動を行いましたが、今、うまくいっておりません。今の日本は、東京だけが成長のエンジンみたいになっておりますが、やはり、それぞの地域が特性を活かして、例えば中部ですと“ものづくり”ということになりますが、各ブロックが多様な成長エンジンを作ることによって日本全体の成長につなげていくことが必要ではないかと思っている次第です。

◇道州制のメリット・デメリット

次に、道州制のメリット・デメリットについて触れてみたいと思います。しかし、正直なところ、今の段階で、メリット・デメリットを予想して、こうなりますと言うことは非常に難しい面があります。私ども中部経済連合会では、①行政のスリム化・スピード化・低コスト化、②人的資源・財源の重点施策への集中投下による国際競争力の強化、③個性ある地域づくり、④州政府と住民との距離の拡大、の4点を指摘しております。これらについては、いろんな団体等の提言を見ましても表現は違っておりますが同じような項目が並んでおります。

まず第1の行政のスリム化・スピード化・低コスト化についてですが、道州制の下においては、国と地方が対等な関係にあるというのが前提です。国、広域行政体である州、住民に身近な基礎自治体・市町村が、それぞれ事務事業の棲み分けを行うことによって、重複行政の解消、行政コストの削減が期待できると考えております。第2に人的資源・財源の重点施策への集中投下による国際競争力の強化については、今は県がバラバラで同じような施設を作ったり、同じような事業を進めたりしている訳ですが、道州制になって一つの州政府が自分のところの特性に合った形で重点投資を行うことによって効率化が図れると思います。また、予算の執行面におきましても今みたいに一律的な執行ではなくその地域で足りない分野に重点的に投資することにより、技術開発やインフラ整備が進み、これが国際競争力の強化にもつながることと思います。第3の個性ある地域づくりについて申しあげますと、内政、特に地域開発・整備に係わる諸政策は、州あるいは基礎自治体の責任で施策展開ができますことから、地域特性に合致した特徴のある施設整備や管理運営、住民サービスの展開など、全国画一的な政策から脱却し、自立した行政運営が行うことが出来ると考えます。第

4の州政府と住民との距離の拡大はデメリットにあたる面で、これが一番問題視されることではないかと思っております。道州制になった時の州は現在の県に比べますと、面積的にはものすごく広いことになります。中経連では愛知・岐阜・三重・静岡・長野の中部5県で中部州といってますが、その州都がどこか1箇所になった時、本庁のある州都とそれ以外の地域というのは距離的にかなり離れたことになります。住民との距離の拡大が懸念されるわけです。また、州の中での一極集中、地域格差が生じる恐れがあります。従って私どもは、州内分権を徹底し、基礎自治体中心の行政サービス体制を進めることによって住民ニーズに的確に対応することが何よりも大切なことを考えております。同時に、州政府が行う事務・事業について出来るだけ住民に近いところで執行できるようにするため、同時に、各圏域の多様性と一体性を維持・発展させていくため、州内に複数のブロック機関、いわゆる州政府の地方事務所を設けることが必要と考えております。そういうことによりまして、デメリットの解消といいますか解消までにはならなくとも緩和に繋げることが出来るんではないかと思っております。

◇道州制を巡る最近の動き

(出先機関改革)

平成19年4月に、地方分権改革推進法に基づいて設置されました地方分権改革推進委員会、通称丹羽委員会と言っているんですが、この丹羽委員会のこれまでの勧告内容を整理しております。新聞等で大変話題になりました国の出先機関のスリム化や統合、これに伴う国家公務員3.5万人の削減を提案した第2次勧告が昨年12月に出されました。今年の4月には、国の直轄事業について地方への移譲と、国から地方への負担金の請求にあたっては透明性を確保し事前協議に努めるようになれば、國直轄事業負担金に関する意見を出しております。第3次勧告が今年の秋ごろを予定しているとのことです。一番のポイントとなりますのは、国から地方への財源移譲を目的とした税財政制度改革についての勧告であるということです。当初は今年夏ぐらいを予定していたようですが政治状況等から秋まで伸びているようでございます。政府では、今年3月に「出先機関改革に掛かる工程表」をとりまとめております。今年度中に「出先機関改革に関する地方分権改革推進計画(改革大綱)」を閣議決定し、概ね3年後の実施を目指すことにしております。

(道州制ビジョン懇談会)

次に道州制ビジョン懇談会についてですが、ここも平成19年2月に、当時の道州制担当大臣の私的懇談会として設置されました。従いまして、丹羽委員会と違って公的な拘束力といいますかその答申に対しての縛りはないわけなんですが、それでも政府として初めて道州制を正面から取り上げて検討を進めている組織です。ここが昨年3月、中間報告を出しまして、道州制の理念と目的、制度設計に当たっての基本的な考え方、国・道州・基礎自治体の役割と権限、道州の組織、税財政制度、区割り、導入プロセスについて触れております。現在、税財政

制度と区割りに関しては、大学の先生を中心とした10人以内のメンバーで専門委員会を設置し、今年9月頃の答申を目指し、月1回の割合で会合を開いて専門的な立場から多方面の検討を進めております。

(政党の動向)

次に政党の動きを申しあげますと、民主党については正直なところ今何を考えているか判りません。自民党は、政調会長の保利会長を本部長とする道州制推進本部を立ち上げておりまして、昨年7月「道州制に関する第3次中間報告」を発表しております。自民党の考えでは、区割り案を出すことによって、論議を活発化したいとの思惑があるようで、28次地方制度調査会の3つのパターンを元にして党として4つの案を提示しております。今後は、次期衆議院選挙のマニフェストに「道州制基本法(仮称)」の骨子を反映させるべく検討を進めておられます。

(各地の動向)

一方、各地の経済団体の動きについてですが、北海道から九州まで、それぞれ各地の団体が地域の実情を踏まえながらいろいろな意見を出しております。日本経団連は昨年11月、「道州制の導入に向けた第2次提言」を発表しております。ここの中では九州7県をモデルにして行財政の効率化効果を定量的に試算しております、人件費の削減と公共投資の効率化により、全国で5.8兆円を超える財源を生み出すことが出来るとしております。この他、地方消費税を拡充するなど税財政制度の抜本的な改革が必要である、2015年の道州制導入に向けたロードマップの提示などをしております。

それから、関西の動きを申しあげますと、関西広域機構・KUです。昨年、KUの甲角さんからお話を聞きになっておられますので、よくお判りのことと存じますが、ここは分権型社会を早期に実現するためには道州制ではなく、府県・政令指定都市から成る「広域連合」を設立して国からの権限の移譲を求めるとしております。2009年内に「関西広域連合」の設立を目指しておりますが、各府県・政令市が議会との協議を進めておりますが、福井県と三重県は申し合わせを留保しているのが現状であります。

四国につきましては、四国経済連合会が今年3月に、四国4県で一つの州を形成することを前提に、州間の財政力格差を是正するため、国による財政調整、社会資本整備の必要性などを提言しております。

九州につきましては、九州の経済界と知事会が九州地域戦略会議を作っておりますので、この中に道州制検討委員会がありまして、昨年10月、道州制の『九州モデル』を答申いたしております。この提言では国と地方の役割分担(事務事業)の見直しに関する原則と具体的なイメージを提示しておりますとともに、公的年金・医療保険・生活保護の3点について、国の役割とする場合と道州の役割とする場合の2ケースを想定、それぞれのケースにおける税財源の配分をシミュレーションしております。

◇ 中経連の道州制問題への取り組み

(東海3県合併構想)

道州制の問題への中部経済連合会の主な取り組みでございますが、中経連では広域行政問題への取り組みは古い歴史がございます。昔、「東海3県合併構想」を発表しております。今年、伊勢湾台風で大災害がおきてから50年経つわけですが、昭和34年におきた伊勢湾台風の復旧に東海3県が協力して行ったことから非常に早く復旧できたということで、その年の10月に3県の知事名と中経連会長名で、政府に「3県統合の要望書」を出しております。それとは別に翌年の昭和35年から3年かけまして、行政法の権威であります東京大学の田中二郎先生に理論武装をお願いしまして、「東海3県統合構想」を策定いたしました。それを元にして、当時中経連は東海3県が活動エリアでしたが、3県の市町村を回って構想の説明をさせていただきました。同時に国・政党の方に働きかけまして「都道府県合併特例法案」の成立を働きかけまして、昭和44年、構想の発表からちょうど10年後ですが、参議院で先に「都道府県合併特例法案」が可決し、衆議院に回ったわけですが、当時大学紛争が激しかったものですから大学法案の審議等とともに審議未了という形で廃案になった経緯がございます。

(『魅力と活力溢れる中部の実現』構想)

最近での取り組みを申しあげますと、2005年9月に『魅力と活力溢れる中部の実現』というビジョンを策定しました。これは、ポスト愛知万博・セントレアの中部発展の基本的な方向を示そうとして作ったもので、神野副会長が取りまとめの責任を担っていただいたものです。そこでは7つの柱27の事業を明示したわけで、その中で「中部州の実現」を提唱させていただいたわけです。その後、昨年の9月、「中経連中期活動指針ACTION2015」を策定しました。概ね10年先を見越した地域づくりの柱として5項目提案し、そのベースに、“中部州として自立した地方分権地域”を明示しております。さらに、道州制にポイントを絞った提言としましては、2002年10月に「道州制移行への提言」、2004年7月に「道州制下における国と地方の税財政のあるべき姿」、2005年12月に「中部州の実現」、2008年2月に「道州制の実現に向けて」そして今年3月に「中部州の姿」の5本の提言を発表いたしております。この他、2006年9月には、「道州制等広域行政に関する中部5県市町村長の意識調査」というアンケート調査を取りまとめております。これは、当時、市町村合併がひと段落した時でしたので、その市町村合併についての評価とか道州制についての認識度合いや区割りなどについて、中部5県257の全市町村長さんにお聞きしようということで実施した次第です。

◇ 「中部州の姿」の概要

今年3月27日に中部経済連合会で承認、発表いたしました提言が、「中部州の姿」です。この提言のコンセプトは、サブタイトルに書いてあります、“住みやすい地域・働きやすい地域No.1を目指して”ということに集約されるんではないかと考えております。

(中経連が提唱する「道州制」とは)

この提言は、全部で4章建てで、第1章の「中経連が提唱する「道州制」とは」は、これまで4回提言しました道州制の必要性とか新しい「国のかたち」、税財政の抜本改革、スケジュールについて中経連がこれまで言ってきたことを改めて整理したものです。特に、ここで強調したいことは、道州制導入後の新しい「国のかたち」についてです。本文の4頁から7頁にかけて書いてありますが、国・道州・基礎自治体がそれぞれ違う仕事をするステージであって、従来のように縦割り串刺しのようにすべての行政体が絡むのではなく、国の役割は国でなくでは出来ないことに限定、道州は広域の行政課題に対して責任を持った対応をすること、基礎自治体は住民に身近な行政サービスを行うこと、と整理して、国の役割が13項目、州が20項目、基礎自治体が21項目と示しております。

(基礎自治体と州との関係)

第2章は「基礎自治体と州との関係」について述べております。まず初めに基本的な考え方として、①基礎自治体は住民生活に直結する事務・事業を中心に担い、州は広域的な事務・事業および基礎自治体との調整を行う、②基礎自治体が行う事務・事業は人口等の規模に関係なく原則として同じにする、といったしました。現在、人口規模によって、政令市とか中核市、特例市など分かれています、それによって事務・事業の内容、権限の内容も変わっているわけです。しかし、理想論かもしれませんのが、道州制の場合、国・州・基礎自治体の仕事が重複しないことを前提としますので、そうすれば今のように人口規模等によって基礎自治体を区別する必要はないと思っております。しかし、全ての自治体が同じように仕事をできるかと言えば難しい面が多いと思いますので、こうした場合には周辺の自治体による補完や州政府による補完が必要になってくると思います。

大都市と州との関係を申しあげますと、基礎自治体は全ていずれかの州に属するべきで、住民の生活や行政の補完関係を重視すれば州から独立した「都市州」は適切ではない、としております。特に大都市になればなるほど周辺市町村との相互依存関係は強固なものがありますので、違う州になると住民生活や企業活動の面で大きな負の影響が生ずることになると考えております。

(中部州の構成)

第3章は、「中部州の構成」としまして、州の位置づけ、区割り、首長や議会・議員の問題、州の行政機構の在り方などに触れております。

まず、私どもは、道州制はわが国の中央集権的な政治・行政の在り方を抜本的に改革する手段である、と考えております。現行憲法の下で速やかに道州制の実現を図ることが必要であり、これを前提としております。憲法改正ということで考えますと、それだけで労力を費やしてしまって出来るものも出来なくなってしまうと考えております。

この意味から州の位置づけを考えますと、現行地方自治法の規定に基づく普通地方公共団体として、直接公選制による首長

と議事機関としての議会を有するものと考えております。

区割りについては、最初に区割りに関する一般的なルールを示しておりまして、グローバル競争に耐えうる経済圏として成立する規模や、地政学的な要素、文化的・歴史的背景などを勘案して決めることが必要であるとしております。次いで、中部州の区域ですが、中部地域は国の出先機関の管轄区域が省庁によってバラバラで、大変複雑な地域ですが、長野・岐阜・静岡・愛知・三重の5県が、自然・経済・社会・文化といった多方面で相当な一体性を有しておりますし、国土形成計画広域地方計画の策定において、この5県で地域の将来像を描いていることを考え合わせれば、この5県で「中部州」を構成することが適当と考えております。

次に、中部州の首長についてですが、州は広域の自治体として基礎自治体間の調整や基礎自治体の事務・事業に対しての補完業務、社会資本整備や商工業の振興など、従来の県を大きく超える事務・事業が考えられます。このため、直接公選で選ばれる首長には州を代表する大きな権限と責任がありますので、恣意的な行政運営がされないように議会の首長に対する監視機能を強化する必要があります。このため、議会の同意を要する人事の対象を執行機関の部局長にまで拡大すべきと提言いたしました。また、首長の任期を多選制限（2期8年）すべきとしております。一方の議会については、議会事務局の充実・強化、州議会議員の定数を100人程度とするなどを提言しています。この100人の根拠は、現在中部5県の県会議員が333名おりますが、現在の国会議員は国民17万人に1人の割合で選出されていることを勘案しますと、中部の人口約1700万人ですので、その数は100人くらいで良いのではないかと考えております。

州の行政機構のあり方につきましては、道州制が「州内の中央集権」に陥ることのないように、州が行う事務・事業についても住民に近い場所で執行できる「ブロック機関」を設置することが必要と考えております。中部州全体で10から15程度、州政府の地方事務所と位置づけ、企画立案から管理執行までを一貫して実施できる組織とし、先ほど申し上げましたように、このブロック機関が当該エリア内の自治体との調整を行うものと考えております。

（道州制で変わる中部の地域社会）

最後の第4章が、道州制で変わる中部の地域社会で、道州制実現後の中部の社会像—環境分野、産業集積の分野、社会資本の整備、教育分野、森林整備、観光振興、農業、医療、保育、防災・治安の安心安全の10の分野について、中経連なりの姿として例示いたしました。時間の関係もありますので、内容の説明は省略させていただきます。

◇地域連携と道州制について

最後に、道州制と地域連携についてお話をさせていただきたいと思います。先ほど来申し上げておりますように、道州制は国・地方を通じた行政の仕組みを変えることありますので、このためには国・地方の役割を抜本的に見直し、権限・財源・人

間の3ゲンを地方に移す地方分権を貫徹することが必要であります。このためにも、地域社会の自立が不可欠であります。前に述べましたように、基礎自治体は住民生活に直結する事務・事業、近隣の自治体と連携した事業の共同実施、州は広域的で、規模のメリットを活かせる事務・事業を担うことが必要であります。要するに、それぞれ分担する事務・事業を責任を持って果たしていくことだと思っております。

一方、地域連携に関して申し上げますと、地域の実情を熟知された皆さんと、地域発展ビジョンの共有、相互協力体制の確立、共同実施、という段階を踏みながら進めが必要であります。個別の事業毎に連携方策を立案し、実行するものでありますことから、基本的には行政の枠組みに縛られるものではないと考えております。要するに、地域連携を進めていけば道州制になるとかならないとか言うものではなく、県という枠組みがあっても三遠南信のように県境という壁・枠組みは関係なく、それぞれの地域の一体性、歴史的な繋がり、人的な繋がり等々で、重層的に連携事業を進めていくことが大変重要であると認識しております。

道州制を議論する場合、区割り論議を先行すべきではなく、先ほど来申し上げておりますように、歴史的・文化的・経済的な背景等を総合的に勘案して、地域住民が選択できるようすべきであると思っております。

道州制についてももちろんですが、高速交通体系の整備やいろいろな広域的な視点から共同して取り組まなければならぬ行政課題等に関して、一つのテーブルで協議する場が必要を感じております。次元が違うかもしれません、例えば、九州には九州経済界と九州知事会等で九州地域戦略会議を設置しておりますし、関西では関西広域機構（KU）を設置しております。また、北海道と東北7県では行政と経済界で北海道・東北未来戦略会議（略称：ほくとう戦略会議）を発足しております。中部におきましても、そのような中部5県の行政、経済界、学界が一堂に会して“中部の未来戦略”を検討する組織を立ち上げることが必要と思っております。

それから、こここの三遠南信地域のことに触れさせていただきますと、この地域に自立した循環型社会を形成するための様々な要素、つまり、産業、文化、歴史などがバランスのとれた地域であります。中部州を代表する一つのモデルとして一体的に発展するポテンシャルの高い地域でありますので、現在進めている様々な地域連携事業を実現させていくことが必要であります。

最後になりますが、道州制は、“この国のかたち”を大きく変革するものでありますので、徹底した国民的議論を展開することが何よりも大事であります。同時に、極めて政治的色彩の強いものでありますので、政治家の考え方、総理大臣の決断に抱るところが大きいと考えております。

非常に雑駁かつ言葉足らずの説明で申し訳ありませんが、時間が参りましたのでこの辺でお話をとじたいと思います。ご静聴いただきましてありがとうございました。

「広域合併・道州制に関する研究報告」

東三河広域協議会
(豊橋市企画部広域推進課長)
鷺坂浩孝氏



東三河の9市町村の行政、商工会議所・商工会が参加する東三河広域協議会の広域合併・道州制研究会に湖西市、飯田市の職員にも加わっていただき、東三河、三遠南信地域も含めて「その実力」「全国の合併状況」「合併の効果と課題」「東三河が合併した場合のシミュレーション」「東三河地域の広域合併に向けた考え方」の5点についてまとめたので、ご説明したい。

◇研究の背景と対象エリア

1、合併の効果等はすぐに判明するわけではないが、一定程度明らかになってきたこと。2、自立した地域として東三河が一体的に発展していくためにも、この地域のポテンシャルを整理しておく必要がある。3、住民が東三河のことを理解するためのまとまったデータ集がなく、各地の合併から来る効果や課題、東三河実力データ集が求められている。という背景から今回研究に取り組んだ。東三河が広域合併をしていくという意思決定のもとに研究したものではない。研究の対象は東三河9市町村、東三河に湖西市を加えたエリア、三遠南信地域エリアの3種類で調査等行った。



◇東三河の実力

東三河および東三河に湖西市を加えたデータでは、人口、製造品出荷額等の積算データで、東三河、これに湖西市を加えた範囲、三遠南信の範囲で、政令市・都道府県と比較するとどの位置にあたるかを検証した。東三河は、人口では政令市静岡市を上回り、面積では政令市の中でトップの位置、製造品出荷額でも政令市でトップ、県で比較しても岐阜県と京都府の間で22位にあたる。農業産出額でも政令市中トップ、県でも秋田県と兵庫県の間で21位に該当する。商品販売額は、少し落ちるがそれでも政令市中では17位で堺市を上回り、県では43位の市で和歌山県を上回る状況。

製造品出荷額等の順位

対 政令指定都市 (億円)		
1	三遠南信	132,418
2	東三河+湖西市	68,127
3	東三河	53,484
4	横浜市	48,891
5	川崎市	44,757
6	大阪市	40,130
7	名古屋市	38,780
8	浜松市	28,500
9	堺市	27,342
10	神戸市	26,608
11	京都市	22,508
12	広島市	22,242
13	北九州市	19,345
14	静岡市	16,722
15	千葉市	10,907
16	仙台市	9,966
17	新潟市	9,498
18	さいたま市	8,938
19	福岡市	5,911
20	札幌市	5,098

◇全国の市町村合併の状況と浜松市の事例

平成11年4月に全国で3229の市町村数が存在したが、合併により平成20年4月には1788団体に減じている。平成18年4月の段階で人口1万人未満の町村は1533団体から488団体と、約32%に落ち込み自治体数を下げる要因になっている。今回の合併は平成16年度から本格化した国の三位一体改革による行政経営の困難さからの合併とも言える。愛知県はものづくり県で全国的には裕福であり、88市町村から63市町村と約28%の減であるのに対し、そうでない県では大きく自治体数が減っている。例えば愛媛県では70市町村が20市町村にと、約71%も減じている。特に減少率が多いのは広島県、新潟県、愛媛県、長崎県、大分県で、大阪府、東京都では2%台の減少率である。

人口の順位

対 政令指定都市 (人)		
1	横浜市	3,579,628
2	大阪市	2,628,811
3	名古屋市	2,215,062
4	三遠南信	2,081,481
5	札幌市	1,880,863
6	神戸市	1,525,393
7	京都市	1,474,811
8	福岡市	1,401,279
9	川崎市	1,327,011
10	さいたま市	1,176,314
11	広島市	1,154,391
12	仙台市	1,025,098
13	北九州市	993,525
14	千葉市	924,319
15	堺市	830,966
16	新潟市	813,847
17	東三河+湖西市	810,826
18	浜松市	804,032
19	東三河	766,769
20	静岡市	723,323

平成の大合併で市町村数の減少率の大きい県、小さい都道府県

都道府県	H11.4.1	H20.4.1	減少率	都道府県	H11.4.1	H20.4.1	減少率
広島県	86	23	73.3	大阪府	44	43	2.3
新潟県	112	31	72.3	東京都	40	39	2.5
愛媛県	70	20	71.4	神奈川県	37	33	10.8
長崎県	79	23	70.9	奈良県	47	39	17.0
大分県	58	18	69.0	愛知県	88	61	30.7

平成17年7月1日に

広域合併をし、平成19年4月に政令市に移行した浜松市の事例からは、森林課や水産漁業グループを使ってきめ細かな対応を積極的に行なったことや、政令市になることで中山間地の災害復興などを迅速に行なうことができるようになり安心感が高まつた。一方で新たに事業所税や都市計画税が課せられたり、政令市に移行することで農地の宅地並み課税が行われることになるなど住民の負担も増すことになる。また、中山間地では役場などが雇用の重要な受け皿となっていたが、職員数も減り活力が低下した、などの意見が示された。最近では、当初のクラスター型分権を伴う広域合併が見直されつつあると聞いている。他の広域合併をした新潟市や上越市の例からも、住民の視点からの慎重な検討が必要であると認識している。



◇合併の効果と課題、そして対応例

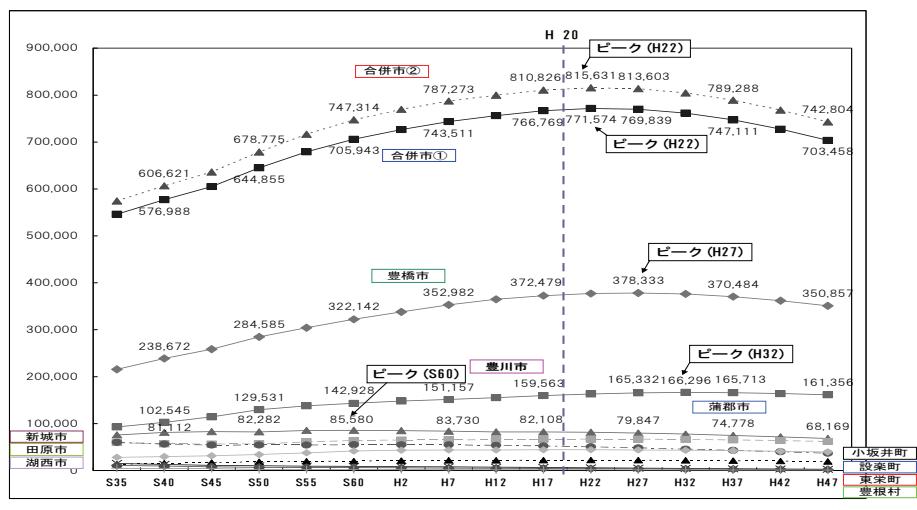
国が進めた市町村合併の背景は、市町村の行政財政基盤強化に他ならないが、次の5つの視点に対応するものもある。1、地方分権の推進 2、少子高齢化の進展 3、多様化する住民ニーズ 4、生活圏の広域化 5、効率性の向上（行政改革の推進）であり、これは時代の変化、時代の要請でもあると考えられる。こうした中、総務省では合併による代表的効果を、1、住民の利便性の向上 2、広域的なまちづくりの推進 3、サービスの高度化・多様化 4、行政財政の効率化などを挙げている。一方、日本都市センターの合併市へのアンケート調査では、1、役場が遠く

なり不便 2、中心部と周辺部での格差が拡大する 3、住民の声が届きにくくなる、などの課題を挙げている。課題に対しては、東三河の合併事例も含め、役場や病院を結ぶバスの運行、電算システムでの支所でもサービスを受けられるなど、不便さを解消し、また、周辺部格差や住民の声の聴取では地域自治区の設置や新たに創設したまちづくり振興基金からの地域の声や意識的な取り組みへの支援などの協働推進、都市計画や新市計画での地域配慮、などなどを積極的に対応している。

実際に合併して、総務省などが想定した効果に比較して、予想より大きかった効果や課題について日本経営協会によると、予想より大きかった効果は「職員数の削減」「災害等への対応力の向上」、思ったより効果としては小さかった効果としては「財政基盤の強化」「支所等の裁量ができる地域ニーズへの対応」が挙げられた。逆に課題の面から、思ったより大きかった課題は「職員の価値観の相違」「投資的経費の増加」などで、予想より小さかった課題では「地域の歴史・伝統・文化などの喪失」「職員減少による住民意思の伝達不足」が挙げられている。こうした効果や課題は、それぞれ合併後の努力をしているので今後その結果が判明していくと考えている。

◇東三河が合併した場合のシミュレーション

東三河の人口は、市町村によっては既にピークを過ぎたと予測されているところもあるが、東三河全体では平成22年前後にピークを迎え、その後減少に転ずるものと予測されている。さらに65歳以上人口は平成17年に19%、つまり5人に1人の割合であったのが、30年後の平成47年には29%と大雑把に3人に1人の割合になってくると予測されている。全体に人口が減少する中で生産年齢人口（15～65歳未満）の占める割合も減少していく状況となることが予測されている。シミュレーションでは東三河の財政力など行財政基盤や産業、医療・福祉・保険、環境・消防・防災、教育・文化、通勤・通学（人口流入・流出状況）などを調べた。



東三河の人口推計

シミュレーションから言える「東三河の強み」は、安定した財政状況、ものづくり産業の集積と物流拠点の確保、世界へのゲートウェイとしての三河港を有し、さらには東西、南北という国土軸の交差点という地域特性を持つことから、道州制が導入されたとしても、十分自立した圏域として、道州の中心的な役割を担うことができる力を持っていることが理解できた。逆に心配になること、これを「東三河の弱み」と言うならば、農業、工業と比較して小規模な商業集積となっていること、生産年齢人口比率が低く今後高齢化の進展による危惧が高まること、医師数などが少なく安全・安心面で心配があること、などである。こうしたことから、都市制度を利用した権限強化が望まれる。つまり、広域合併による政令市移行で権限の移譲を受け、地域に即したまちづくりを可能にすること、また都市のイメージをあげることで企業進出の促進、さらにはそのことで若者の定住化を図ることができ、ひいては地域の総合力が向上していくと考えている。

東三河の強み

項目		対 政令指定都市（17市）の順位		
一人当たり の市民所得	3,357千円	5位	福岡市	3,360千円
			東三河	3,357千円
		6位	大阪市	3,354千円
歳入総額	2,590億円	16位	静岡市	2,599億円
			東三河	2,590億円
		17位	浜松市	2,556億円
財政力指数	0.98	5位	横浜市	0.98
			東三河	0.98
		6位	浜松市	0.98

◇東三河地域の広域合併の考え方

東三河には中山間地の道路、情報通信網などの社会基盤の地域格差、小規模高齢化集落問題、医師不足・医療格差、雇用の格差など広域的な課題がたくさんある。合併したからといって直ちに自立性が高まり、住民サービスが充実するものでもなく、また少子高齢化の進展や厳しい財政状況などが背景としてあるなか、多様な課題はすぐ解決するわけではない。

こうした広域的な課題の解決に向けた広域連携を強めているが、行政区画という制度的な壁が存在していることも事実である。

その意味では、東三河が一体となることで、行政基盤の充実・強化が図られ、主体性のあるまちづくりを東三河全体を視野に行うことができるようになり、抱える諸課題への対応も行いややすくなる。

東三河地域の合併に向けた視点を考えるとき、重要な点として五つある。

東三河地域の合併に向けた視点

- 1、地域課題への対応
- 2、地域資源の有効活用
- 3、東三河地域の一体的な発展
- 4、道州制への対応
- 5、行政権限の拡大

東三河地域の合併に向けた視点のうちの二つを紹介する。

一つは地域資源の有効活用を可能にすること。

東三河地域が有する森林や海など多様な自然資源、特色ある歴史・文化資源、豊かな産業資源や地域に根ざした人的資源といった地域資源をネットワーク化し価値を高めること。さらには、広域的な国際交流活動や観光資源の活用を集約し、一層多彩な取組を行い世界との強がりを広げること。

もう一つは、東三河は水でつながる一体的地域であるということ。この地域は、「母なる川・豊川」の水を貴重な資源として、暮らしや産業活動において深く結びつき一体的に発展してきた。特に下流域の発展は、中山間地が守ってきた水源林によってもたらされる「豊かな水」なしでは語ることができない。

中山間地が直面している様々な問題は、中山間地域の過疎化を加速させ、森林の管理を滞らせる可能性もあり、ひいては東三河全体の衰退につながる恐れがある。今後さらに東三河全体が発展するためには、奥三河の水源林の保全や中山間地の振興に東三河地域が一体となって取組むことが重要だと認識している。

◇最終判断は東三河の住民

最後に申し上げるのは、東三河地域が魅力ある地域として発展していくためには、ちょうど今が、地域主導による新しい枠組みを模索する時期にきていると思われることで、その選択肢の一つとして、広域合併とその先の政令指定都市への移行も考えられる時期にきているということである。

しかし、あくまでも地域の主役は住民であり、行政の形態について最終的に判断をするのも住民である。東三河地域に住む人たちが「ここに住んでいて良かった」と思えるような地域のあるべき姿を示すことが重要だと考えている。

社団法人東三河地域研究センター 平成21年東三河地域問題セミナー第2回講座

平成21年7月10日(金)13時30~16時00 名豊ビル7階にて、平岩昭彦氏と佐々誠二氏が講演を行った。

「新しい政策の指針と 東三河地域について」

愛知県知事政策局企画課長
平岩昭彦氏



1. はじめに

世界同時不況や急激な円高の影響もあって、愛知県では自動車産業を始めとする輸出産業が急激に落ち込み、大幅な雇用環境の悪化など、社会経済は大変厳しい状況となっている。

本日は、愛知県の地域づくりの羅針盤である「新しい政策の指針」について、こうした社会情勢変化を織り込みながら説明した後、東三河地域が愛知県政において占めるポジションやこの地域での今後の目指すべき方向について説明したい。

2. 新しい政策の指針について

(1) 愛知県の地方計画の歩み

まず、愛知県の地方計画について簡潔に説明する。これまでの地方計画は、10年から15年先を見据え、この地域の地域づくりをどのように進めていくかについて、県民生活、産業振興、県土利用など、広範な県政の各分野にわたって、体系的、総合的にその取組みの方向を示したものであった。また、県のみならず、国・市町村・民間の取組を総合化する「地域共同計画」の性格も持ち合わせていた。

その歴史は非常に古く、第一次の愛知県地方計画は、昭和33年12月に策定している。以降、時代変化にあわせて見直しており、平成10年の「愛知2010計画」まで、7次にわたって計画が策定されている。

これらの地方計画は、社会全体で目標を共有できた高度経済成長期を中心に、本県の計画的な地域づくりに大きな役割を果たしてきた。

(2) 「新しい政策の指針」の策定

しかし、社会が成熟・多様化し、時代環境の変化が激しい時代にあっては、新しい地域課題やニーズに迅速・柔軟に対応していく必要性が高まっている。また、福祉や環境、産業といった県政の各分野でも個別計画の策定が進んでおり、総合的な計画の意義が薄れてきた。そこで、これまでの総合的、体系的な地方計画に代えて、ポイントを絞って、戦略的、重点的に政策の大きな方向性を示すことで、時代の変化に柔軟に対応しつつ、県政各分野の地域づくりをリードしていくことを狙いに、平成18年3月に「新しい政策の指針」を策定した。

この「指針」は、20年先の2025年ごろまでの長期を展望し

た上で、2015年までの10年程度の間に取り組むべき政策を打ち出したものであり、特に人口減少、グローバル化の進展という大きな時代の流れをしっかり踏まえながら、愛知万博、中部国際空港がもたらした成果を生かして、新しい地域づくりに取り組んでいくことを目指している。

この「指針」の基本目標は、『今を越え、さらに世界で輝く愛知づくり』であり、特に「今を越え」というフレーズがポイントである。万博や空港の成功により、この地域のポテンシャルが大きく高まる中で、レベルの高いスタートラインにある「今」を越えて、より高いレベルで活力ある地域づくりを進めていこうという意気込みを示したものである。

(3) 8つの基本課題と2010年のマイルストーンに向けた主要プロジェクト

「指針」では、目標の実現に向けて、今後10年間に取り組むべき以下の8つの基本課題を取り上げ、基本課題ごとに柱となる戦略的・重点的な政策の方向性を打ち出している。

基本課題

- | | |
|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 1 産業や文化を世界に発信する
国際交流大都市圏づくり | 5 安心・安全で元気な地域づくりと
その実現に向けた社会資本の整備 |
| 2 産業技術の世界的中枢性の強化
と成熟社会を担う産業展開 | 6 豊かで快適な暮らしを創出する
循環型社会づくり |
| 3 愛知の創造的発展を担う
人づくり | 7 県内各地域の特性を踏まえた
バランスある発展 |
| 4 人口減少・超高齢社会を支えあう
自立と安心の社会システムづくり | 8 分権型地域社会の構築・道州制を
視野に入れた広域連携の推進 |

これらに基づく取組のうち、以下では、「指針」の目標年次の中間年に当たり、本県の中長期的な地域づくりにおける当面の「マイルストーン」となる2010年を目標とした、プロジェクトを2つご紹介する。

【生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の開催】

COPといふと、京都議定書について議論した気候変動枠組条約のCOP3を思い浮かべる方も多いかと思う。このCOP10は、生物多様性条約の10回目の締約国会議であり、2010年に愛知・名古屋で開催される。

生物多様性の保全は、地球温暖化と並ぶ極めて重要な地球環境問題といわれている。現在、新型インフルエンザ対策が大きな社会問題となっており、この地域でも鳥インフルエンザの対応で大変なご苦労をされたが、先日読んだ記事では、こうした新型インフルエンザの発生は、生態系のバランスが崩れたことでウィルスを媒介する種が増殖し、その結果とし

て新種のウィルスが蔓延するようになった、という研究者の説を紹介していた。こうしてみると、生物多様性は我々の生活に密接に関係しているといえる。

折しも、2010年は国連が定めた国際生物多様性年であり、また、2002年のCOP6で採択された「2010年目標」の期限が到来する時期に当たり、COP10は次なる目標を議論する節目の会議となる。皆様方にはこれまで以上のご理解、ご支援をお願いしたい。

【国際芸術祭（あいちトリエンナーレ2010）の開催】

トリエンナーレとは、3年ごとに定期開催する芸術祭のことであるが、なぜ今芸術祭なのか説明したい。まず、この地域にとって、モノづくりや経済力は大きな特徴であり、強みであることは誰が見ても明らかである。では、弱みは何かと考えたとき、それは文化・芸術の力ではないかと思う。世界を見渡したとき、魅力のある都市には必ず文化・芸術の力が備わっている。モノづくりで強い力を持つこの地域が、文化・芸術面でも力をつけることができれば、世界から尊敬される都市になることができるのではないか。また、愛知万博では、環境に関する取組では成功を収めた反面、文化という観点では少し盛り上がりに欠けたとの思いがある。

あいちトリエンナーレのテーマである現代芸術には、皆様もあまり馴染みがないと思う。しかし、現代では人気のある、印象派の画家モネやゴッホ、彫刻家のロダンの作品も、世に出たときは評価されず、後の世になって評価されたという経緯がある。現代芸術も最初は取っつきにくいかもしれないが、同じ時代に生きた人たちが感じたものを表現したものであり、将来には脚光を浴びる可能性もある。愛知を現代芸術のメッカにしていくという気持ちでやっていきたい。

後でも触れるが、愛知県財政はまさに火の車であり、そのような状況下であいちトリエンナーレをどうするかという議論はあった。しかし、景気後退から回復した後を考えた場合、今、歯を食いしばって芸術祭を開催することが、後々の地域の活力となると考えた。また、2010年は先に説明したCOP10のほか、名古屋城の開府400年記念イベントとも重なり、相乗効果が期待できることから、予定どおり開催することとして様々な企画を進めている。

そのほかの主要プロジェクトとしては、愛・地球博記念公園の整備、「知の拠点」の整備などがあるが、今回は時間の都合上説明を割愛させていただく。

（4）「指針」策定以降の社会情勢の変化

以上、「指針」策定の趣旨やその後の取組を簡潔に説明したが、平成18年の策定からわずか3年しか経過していないにもかかわらず、時代潮流の変化は「指針」が想定した以上に速く、また、世界同時不況というかつてない大変化にも見舞われた。

変化① 実体経済の落ち込み・雇用環境の急激な悪化

最も大きな変化は、100年に1度と言われる世界経済の混乱である。昨年秋のリーマンショックが、アメリカのみならず、欧州、アジアと世界経済全体に及び、大混乱に陥っている。我が国経済の見通しも、昨年秋から今年春にかけて、日を追うごとに厳しくなった。こうした中、輸出産業に軸足を置いた本県経済は、その落ち込み方において、全国を上回る影響を受けている。一方で、政府は今年6月の月例経済報告で、生産や輸出の持ち直しを受けて、主要先進国の中で最も早く「景気底打ち」を宣言しているものの、生活感覚とのギャップは大きく、慎重な見方が必要である。

こうした景気悪化のもとで、最も大きな問題は、非正規労働者の失業を始めとした雇用である。自動車関連工場の多い東三河地域を含め、本県の非正規労働者の失業者数は全国一に上った。ここ数年の人手不足が一変し、本県の有効求人倍率は統計開始以来最悪の状況となっている。

変化② 未曾有の県財政の危機

以上のような実体経済の落ち込みを受け、県財政は未曾有の危機に陥っている。2009年度の県税収入は3,920億円もの減額となった。この落ち込み幅は過去最大であり、かつてない財政危機の状態といえる。

この県税収入の落ち込みを含め予算編成段階で4,900億円の税収不足が見込まれたのに対し、雇用、福祉対策などは絶え間なく進める必要があることから、最終的には人件費の抑制を含め600億円の歳出抑制を行い、さらには基金の取り崩しや借金といった、臨時の・特例的な財源対策を最大限活用して予算を組むこととなった。

● 21年度当初予算における4900億円の收支不足 (県税収入前年比28.5%減3,900億円、県税還付金983億円贈など)

●財源の確保 = 約4,300億円	●歳出の抑制 = 約600億円
・基金の取り崩し ……約 700億円	・人件費抑制 ……約300億円
・公債費の前倒しなど…約1,400億円	・投資的経費の抑制・
・法人事業税一部国税化に伴う	事務事業の見直し
資金手当償計上 ……約 100億円	…約300億円
・交付税等の確保 ……約1,100億円	
(4年ぶりに交付団体)	
・減収補てん債を当初予算計上 ……約1,000億円	県民生活の不安解消(雇用対策、 福祉医療、教育、山間地域振興など) は絶え間なく進めることが必要

変化③ 暮らしを巡る動き

先に触れたように、非正規労働者の失業が大きな社会問題となっているが、派遣労働者や契約社員といった新しい形の雇用形態が大きく拡大しており、こうした雇用環境の変化が、将来に希望を持てない層、いわば「ワーキング・プア（働く貧困層）」を生み出しているのではないかという懸念が拡がっている。

また、年金問題や勤務医不足など医療・福祉面での不安、産地偽装や消費期限・賞味期限の改ざんなどによる食の安全性への不安など、指針策定以降、さまざまな事件・事故・事

象が発生し、これまで当然と考えられてきた社会システムにも信頼性の低下が見られる。

これら個々の問題には様々な背景があり、一概には言えないが、これまでの構造改革路線、新自由主義的な政策の行き過ぎによる負の側面が顕在化しているとも言えるのではないか。

変化④ グローバル社会、環境問題を巡る動き

資源・エネルギー制約、環境対応が一段と切実な問題となっている。2007年から昨年夏にかけて、原油や鉄鉱石、銅などの資源価格や、トウモロコシ、大豆、小麦などの食料価格が高騰したことは記憶に新しい。

一方、環境問題では低炭素社会の形成に向け、急ピッチで議論が進んでいる。特に、これまで消極的な姿勢が目立ったアメリカが、オバマ大統領の下で2050年までに温室効果ガスを80%削減するとの政策を掲げており、姿勢に変化が見られる。また、今年12月にコペンハーゲンで開催されるCOP15では、ポスト京都議定書の枠組が議論される。ポスト京都議定書を巡る議論の行方次第では、我が国に対し高い削減目標を科せられる可能性があり、我々の産業活動や日常生活にも大きな影響を及ぼす可能性がある。

変化⑤ 愛知の地域づくりを巡る動き

広域交通基盤の整備に大きな進展があった。

リニア中央新幹線は、長らく議論が停滞していたが、ここにきて、JR東海が2025年の首都圏～中京圏の営業開始を表明しており、昨年10月には同社及び鉄道・運輸機構が地形地質等調査報告書を国土交通省に提出し、12月には同省から輸送需要、技術開発、建設費などの調査指示が出されるなど、実現に向けた大きな進展が見られた。

また、中部国際空港については、昨今の世界同時不況を受け、マスコミで報道されるのは減便撤退の話題ばかりである。しかし、24時間安定運用が可能な国際空港は、この地域のグローバル化に向けて必要不可欠な社会インフラであり、24時間化に向けた二本目滑走路の整備を是非とも実現しなければならない。建設促進期成同盟会を組織するなど地域を挙げて取り組んでおり、昨年7月に閣議決定された国土形成計画（全国計画）では「完全24時間化を促進し、フル活用できる空港機能の充実を図る」との位置づけを得ている。

(5) 「フォローアップ会議」有識者からの提言

こうした大きな社会経済情勢の変化を踏まえると、「新しい政策の指針」についても、単純にこれまでの延長線上で推進できる状況ではなくなっている。そこで、昨年度、有識者で構成する「フォローアップ会議」で新たに取り組むべき課題の発掘、方向づけを中心に議論をいただいたところである。

本年度は、県が主体となって、「新しい政策の指針」を再構築し、2010年以降の地域づくりの方向性を明らかにしていく予定であり、これに基づいて県民の皆様が希望持てるような愛知県にしていきたいと考えている。

3. 県政における東三河地域について

以上、新しい政策の指針について簡潔に説明したが、ここからは、東三河地域が愛知県政に占めるポジションやこの地域での今後の施策の方向性について説明したい。

(1) 東三河地域の特徴

まず、東三河地域の特徴をいくつか挙げてみたい。

特徴1 「強い産業力」

東三河地域9市町村は、面積で愛知県全体の33.6%、人口（平成17年）で10.6%を占める。それが、製造品出荷額等（平成19年）で見ると12.6%の約6兆円となる。少なく見えるかもしれないが、これは愛知県の総額が大きすぎるため、都道府県で言えば第21位に位置する規模である。農業産出額（平成18年）に至っては、県全体の50.5%に当たる1,568億円で、これも都道府県で言うと第21位である。いわば、東三河地域は、中堅の県並みの経済力を持つ、大変に産業力の強い地域であるといえる。

特徴2 「独立した都市圏域」

下図は平成17年の国勢調査をもとに、各市町村の就業者・通学者の従業・通学先から、都市圏の形成状況を表したものである。この図を見ると、尾張地域の市町村では名古屋市への通勤・通学者の割合が多く、ベッドタウンとしての性格を帶びていること、都市圏と呼べる地域がほとんど形成されていないことが分かる。また、西三河地域では、名古屋市の影響が及ぶ市町村もあるものの、豊田市や岡崎市、刈谷市、安城市、西尾市といった市が中心となって都市圏を形成している。一方、東三河地域においては、名古屋市への依存がほとんど見られず、豊橋市及び豊川市を中心とした独立した都市圏が形成されている。



特徴3 「地方圏整備の優等生」

東三河地域は、山から平坦部、半島まで豊川流域の一帯のまとまりある地域であり、大都市から一定の距離がある、いわば、典型的な地方圏である。県としても、そうした独立性を保った地方圏をどう活性化させていくかが、地方計画の歴史の中で継続した課題であり、時々の地域開発のテーマに即した地域づくりを東三河地域で展開してきた。すなわち、全国総合開発計画の下での工業整備特別地域、第三次全国総合開発計画の下でのモデル定住圏、第4次全国総合開発計画の

下でのリゾート法や拠点都市地域など、これまでの日本の地域開発制度は、県内では東三河地域が一番に採択されている。

また、平成の市町村合併では田原市（田原町と赤羽根町）が県内第一号で、豊川市と小坂井町の合併が成立すれば平坦部はすべて市で構成されることとなり、行政体制整備の面でも県内の先頭を走っている。

（2）東三河地域の課題

以上の東三河地域の特徴を踏まえて、この地域の地域づくりの課題、方向性についてお話ししたい。

課題1 「次世代モノづくりへの転換」

現在の厳しい経済環境、さらに、アジアとの競争の中では、いかに次世代に生き残ることができる産業に転換していくかが大きな課題となる。先ごろ発表された「骨太の方針2009」の成長戦略では、この地域に参考となるような成長の種がいくつかある。その一つがエコカーで、電気自動車やプラグイン・ハイブリッドといった次世代の車づくりは、バッテリーやモーターなどこれまでとは全く異なる技術が必要となる。新東名高速道路の開通により結びつきが強くなる西三河・東三河・遠州のベルトで、次世代の車づくりの生産ネットワークを作ることが鍵となる。

課題2 「持続可能な『儲かる』農業」

この地域は、全国でもトップクラスの農産物の一大生産地である。農業を取り巻く環境は、原油高などのコスト増加、労働力の確保など、厳しいものがあるが、将来にわたって持続できる農業にしていくことが大切である。

その切り口の一つが、農林水産物のマーケティング、販路開拓である。日本食は世界的なブームにあり、東アジア諸国の経済発展に伴う所得の向上等により、高品質な日本産農産物の輸出機会が拡大している。農産物輸出の取組は全国に拡がっており、この地域でも県の事業の一環として、豊橋田原広域農業推進会議が香港向けにメロン、次郎柿を、豊川宝飯地区農政企画協議会がタイ向けにイチゴ、メロン、イチジクを輸出するモデル的な取組が始まっています。今後も積極的な取組が必要である。また、マーケティングの一環として、地場の農産物を活かした地域グルメによる販路開拓も、有効な手法ではないか。お隣の静岡県では、B級グルメブームに乗って浜松ギョウザや富士宮ヤキソバ、静岡おでんを軸にした地域興しに取り組み、一定の成果を上げている。この地域でも豊川のいなり寿司を売り出していくとの記事を目にしたが、大変おもしろい試みだと思う。

二つ目の切り口は、農商工連携である。「骨太の方針2009」において、植物工場の拡大が盛り込まれているが、先日報道されたように、豊橋では（株）サイエンス・クリエイトや豊橋技術科学大学が中心となって、研究拠点を設立する構想が持ち上がっている。この地域では、もともと異業種連携による新技術、新商品の開発に取り組んでおり、今後も農と商・工の連携を一層強めていくことが大切である。

課題3 「基盤整備の促進」

基盤整備面の課題として、第一に設楽ダムの建設促進が挙

げられる。この地域では、慢性的な水不足に見舞われ、水源の確保が長年の課題となっている。さらに、今後、地球温暖化が進行すれば、局地的な豪雨や渇水が多発するとの指摘もある。こうした中、設楽ダムは、今年2月、建設同意の協定書に国・県・設楽町が調印し、建設に向けて大きく前進した。先に触れたように、県財政は火の車であり、設楽ダム建設には地域振興を含めて巨額の財政負担が必要であるが、設楽ダムはこの地域のみならず、県全体にとって重要なプロジェクトと位置づけ、歯を食いしばって推進していく。

次に、三河港であるが、すでに国から「リサイクルポート」の指定や、「国際自動車産業交流都市計画」の認定を受けているが、今後は、特定重要港湾への格上げについても地域を挙げて取り組む必要がある。しかし、アジアの主要な港と比較して、規模の面で圧倒的な差があることは明白であり、ポートセールスによって海外の主要な港湾と結びつきを深めるなど、マーケティングに注力する必要があるのではないか。

広域交通基盤に目を向けると、平成26年度の県内全線区間開通を目指す新東名高速道路を始め、三遠南信自動車道など、山間地域から臨海地域に至る域内外の交流促進に資する広域幹線ネットワークが計画されている。今後は、インター周辺の開発による企業立地など、交通基盤の整備効果を地域振興に結びつけていく必要がある。リニア中央新幹線も大きなインパクトを秘めており、飯田市に中間駅ができれば、三遠南信のつながりはさらに強くなるだろう。

以上、ハードの基盤整備について課題を挙げたが、これから地域づくりを考える上では、ソフトの基盤整備という意味で「人財」がキーワードになるとを考えている。そして、それには、地域の大学が重要な役割を担うことになる。東三河地域には、豊橋技術科学大学、愛知大学、豊橋創造大学があり、これらの大学が持っている知的ノウハウを使うだけでなく、卒業した人に地域の企業・研究所で活躍してもらうことが重要である。大学との連携は、将来に向けた重要なインフラ整備であり、皆様方にはより一層意識して活動することをお願いしたい。

（3）総括

これまで、愛知県は様々な面で西高東低と揶揄されることがあった。たしかに、広域的な基盤整備を見れば、中部国際空港や東海環状自動車道など西側を中心に進展した面もあった。しかし、今後は、新東名自動車道、三遠南信自動車道、リニア中央新幹線といった次なる時代の基盤整備が着実に進む中、この地域は本当の意味でのポテンシャルの高さを發揮できるのではないか。そういうことを意識しながら、この地域のまとまり、一体性を活かしたプロジェクトを推進することが重要である。

今後とも、東三河の活性化・振興には県としても尽力していくので、皆様方にも引き続き様々な面でご活躍をいただけるとともに、我々の取組にもご協力をお願いしたい。

「あいち山村振興 ビジョンについて」

愛知県地域振興部
山村振興室長
佐々誠二氏



1. はじめに

三河山間地域は、県土面積の3分の1を占め、その9割が森林となっており、災害の防止、水源のかん養、自然環境の保全、生物多様性の保全、地球温暖化の防止などの多くの公益的な機能を有し、県全体にとって大変重要な役割を果たしているが、人口減少や高齢化の著しい進展など大変厳しい状況に直面している。

一方、新東名高速道路や三遠南信自動車道の整備など、地域の地理的条件を大きく変化させる可能性を秘めた大きなプロジェクトが進展しつつあり、また、近年、農山村に対する関心の高まりもあり、この地域に活性化の機会をもたらす時代の潮流が認められる。

こうしたプロジェクトの効果や時代の潮流の変化から生み出されるチャンスを最大限に受け止め、地域の活力を再構築するためには、これらの状況を踏まえた新しい方向性のもとで、これから地域づくりを行っていく必要があることから、本年3月末に、三河山間地域の長期的・総合的な振興の指針となる「あいち山村振興ビジョン～緑が生きる豊かな山の暮らしの構築～」を策定した。

2. ビジョンの策定方針

あいち山村振興ビジョンは、2025年を展望しつつ2015年を取り組みの目標年次としている。対象地域は、三河山間地域の6市町村である（旧岡崎市・旧豊田市は除く）。

3. 三河山間地域の状況分析

3.1. 外部環境の変化とインパクト

3.1.1. 人口減少・超高齢化社会

日本の人口は2004年の約1億2,779万人をピークに減少し、2025年には約1億1,927万人にまで減少すると見込まれる。65歳以上の高齢者の割合は、2005年には20.1%だったが、2025年には30.5%にまで上昇すると見込まれる。

愛知県の人口は、2015年頃がピークとなり、2025年には704～732万人程度にまで減少すると見込まれる。高齢者の割合は、2005年には17%程度だったが、2025年には25～26%程度にまで上昇すると見込まれる。

こうした人口減少社会と超高齢社会の到来に伴い、「財政基盤の弱体化」と「地域経済の弱体化」が懸念される。

3.1.2. 高速交通網の整備

ビジョンの目標年次である2015年までには、新東名高速道路の豊田東ジャンクションから御殿場ジャンクションまでの間の開通が見込まれており、新東名の引佐ジャンクショ

ンから北に延びる三遠南信自動車道についても、整備が順次進められている。これらの道路には、額田、新城、鳳来、東栄のインターチェンジが設けられる予定であり、生活圏・通勤圏・観光交流圏の拡大につながるとともに、物流環境の向上にも役立つことになる。加えて、高速道路の時間短縮効果をより拡大し、地域の暮らしぶりの向上に実感が持てるようになるためには、地域内道路の整備水準を高めていく必要がある。

3.1.3. 価値観の変化・多様化

社会貢献意識の向上や環境意識の向上、ライフスタイルの変化、観光スタイルの変化など、様々な価値観の変化・多様化が見られ、農山村に対する若者等の関心が高まっている。こうした動きは、交流居住の拡大や社会貢献活動の活発化という機会につながっていく。

3.1.4. 情報通信社会・グローバル社会

近年のIT技術の発達は、人々の生活やコミュニケーションのあり方に大きな変化をもたらし、高度な情報へのアクセスの容易化、情報発信手段の多様化などが進展し、新たなビジネスチャンスの可能性が広がっている。

また、東アジア規模での生産ネットワークの構築の動きなどが活発化しており、企業誘致などの地域間競争が、国内だけにとどまらず、東アジアの各地域との間でも繰り広げられている。観光面でも、今後、東アジア・太平洋地域における国際観光客が大幅に増加すると見込まれている。

3.2. 三河山間地域の特性

3.2.1. 三河山間地域の強み

強みの一つ目は「都市との近接性」。三河山間地域の人口は12万人しかいないが、周辺の人口は、本県の各都市の他、浜松市や飯田市、中津川市など、近隣県の都市も含めると900万人にも達しており、こうした、都市に近接しているという特性は、観光客の誘致や特産品の販売などに、極めて有利な条件を持っていると言えるし、大学や高度な医療機関、質の高い文化施設など、大都市の高度な都市機能を活用しやすい状況にあるとも考えられる。

また、近隣都市に多くの域内出身者が居住しており、親を三河山間地域に残しながら、子供たちが都市部に居住し、適宜、故郷と往来している。

強みの二つ目は「特色ある農林水産業」、「都市では味わえない地域資源」。幻のお米とも称される「ミネアサヒ」やトマト、ブルーベリー、シクラメン、お茶など、高地冷涼な気候を活かした農作物等が生産されている。また、木材として利用できる46年生以上の面積割合が高く、豊富な森林資源を有している。

自然・景観や歴史・文化など、地域特有の魅力を有した地域資源も多くある。例えば、豊根村の茶臼山高原の「芝桜の丘」、棚田百選にも選ばれている新城市の「四谷の千枚田」、国の重要無形民俗文化財に指定されている北設楽の「花祭」など。

強みの三つ目は、「地域づくりの担い手となるNPO等の

存在」。森づくりなど数多くのNPO等が三河山間地域を舞台に社会貢献活動を行っている。また、三河山間地域では、集落単位で都市住民との交流活動を実施するといった取り組みも行われている。

3. 2. 2. 三河山間地域の弱み

弱みの一つ目は「深刻な超高齢・過疎社会」。三河山間地域の高齢化率は年々高まっており、2005年には26.1%となっている。特に北設楽の3町村は、いずれも高齢化率が40%を超えており。また、過疎化も進んでおり、こうした状況は、地域社会の維持や伝統ある行祭事の継承を困難にしている。

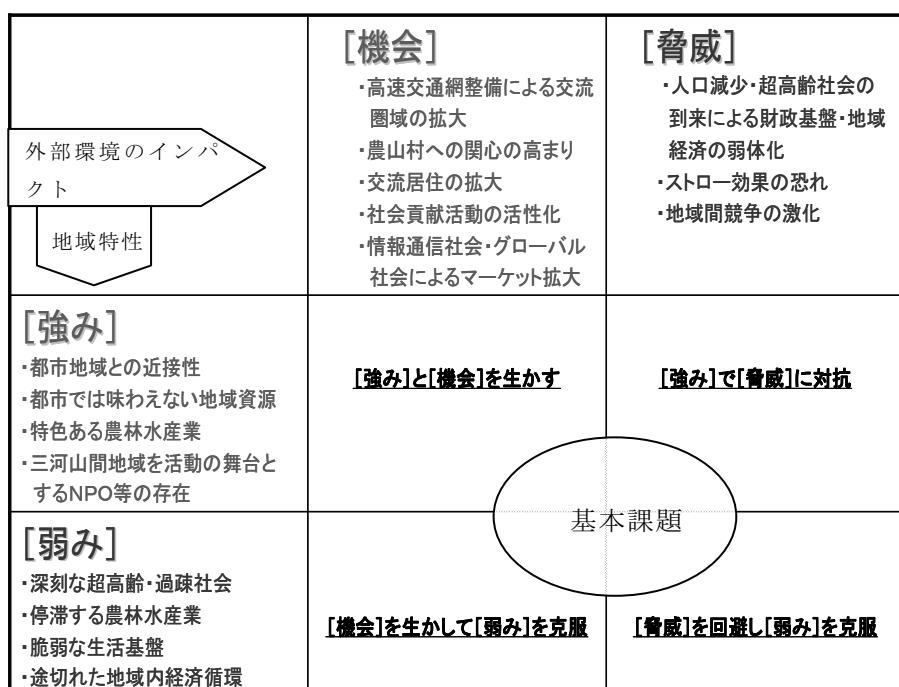
弱みの二つ目は「停滞する農林水産業」。高齢化や過疎化による農業者の担い手不足の進行が早く、耕作放棄地が多くなっている。また、深刻な鳥獣被害による生産意欲の減退などにより、耕作放棄地が一層増加する恐れもある。また、森林の手入れも行き届かなくなっている。

弱みの三つ目は「脆弱な生活環境基盤」。不便な公共交通網や狭隘区間のある道路、近隣にない生活関連施設、環境整備が遅れている情報通信基盤、集約化が進む学校教育など、生活環境基盤が脆弱な状況にある。

弱みの四つ目は「途切れた地域内経済循環・限定的な経済効果」。生活関連産業の集積が薄いため、消費による経済効果が他地域に流出してしまっている。また、宿泊業や飲食業、土産物業など、多くの関連産業に幅広く経済効果を与える観光関連産業の集積も薄く、観光による経済効果も限定的になっている。

3. 3. 地域づくりの基本課題

外部環境の変化が三河山間地域に与えるインパクト（機会・脅威）と三河山間地域の特性（強み・弱み）をマトリックスにして、三河山間地域の今後の基本課題を、次のとおり整理した。



まず、左上の枠の「強み」と「機会」を生かすという観点では、高速交通網整備によって一層高まる都市との近接性を、産業や交流等の活性化につなげることが重要であると考えている。次に、「強み」で「脅威」に対抗するという観点では、地域の特色を生かして、地域間競争にも負けない魅力を作り上げることが重要であり、また、行政だけではなく、NPOなどとの連携による取組の拡大が重要であると考えている。「機会」を生かして「弱み」を克服するという観点では、交流居住の拡大を三河山間地域で着実に受け止め、超高齢・過疎社会の影響を軽減することが重要、あるいは、農山村への関心の高まりなどの機会を、担い手確保など農林水産業の振興につなげ、農地・森林等の多面的機能を発揮させることが重要であると考えている。最後に、「脅威」を回避し「弱み」を克服という観点では、脆弱な生活基盤を早急に改善し、安心できる暮らしを確保することが重要であると考えている。

4. めざすべき将来像

地域づくりの基本課題を踏まえ、2025年までにめざすべき4つの将来像を設定した。

① 安心して暮らし続けられる地域

暮らしや子育てに必要な生活環境が確保され、地域住民が安心して暮らしていくとともに、都市住民が移住しやすい地域をめざす。

② 愛知の産業活動の一翼を担う地域

三河・遠州・南信州などに集積している幅広い産業分野の関連企業が立地するとともに、観光関連産業や農林水産業を含め多様な就労の選択肢の中で地域住民が活躍できる地域をめざす。

③ 個性豊かな魅力が誇れる地域

地域の個性豊かな魅力が都市住民から注目されるとともに、地域住民にとってもこの地域での暮らしに対して愛着心や誇りが一層持てる地域をめざす。

④ 愛知の環境を支える地域

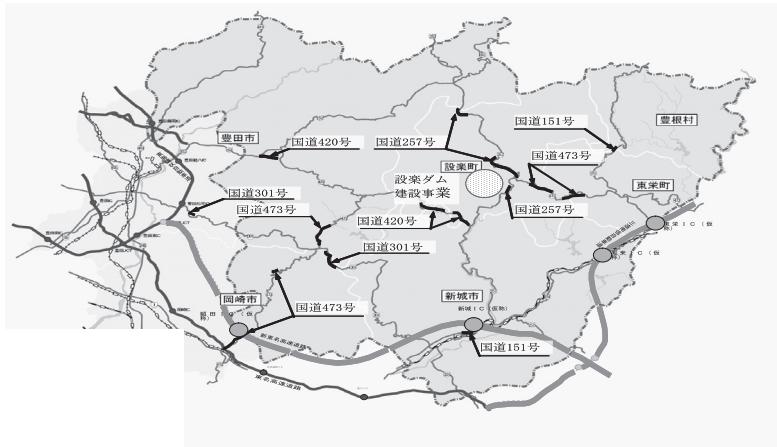
県土の保全や水源のかん養など、森林、農地、河川が持つ多面的機能が十分に発揮されるとともに、生物多様性が保全され、三河山間地域だけでなく、都市地域にとっても大きな役割を果たしている地域をめざす。

5. 将来像に向けた施策展開の基礎となるインフラ整備

新東名高速道路や三遠南信自動車道、設楽ダム、リニア中央新幹線など大規模プロジェクトの整備を促進し、その事業効果を三河山間地域の広い範囲に波及させ、地域のポテンシャルを引き出していくことが必要である。そのためには、これらの大規模プロジェクトと三河山間地域内とのネットワークを強化

し、高速道路の時間短縮効果をより拡大する道路整備を着実に進めていくことが必要である。そのため、次図に記載しているような、幹線道路を中心とした地域内道路の整備を進めていく。

主なインフラ整備



6. 将来像に向けた施策展開を強化する連携の促進

[都市地域を含む広域的な連携]

めざすべき将来像に向けた施策展開は、三河山間地域内だけを考えるのではなく、都市地域との近接性というポテンシャルを活かし、都市地域を含む広域的な枠組みで行うことが効果的である。三遠南信地域や豊川流域圏、矢作川流域圏との一層の連携強化を図る一方、充実した都市機能を持つ名古屋や、尾張地域、岐阜県東濃地域との連携構築や連携強化の可能性を積極的に検討していく。

[多層的な連携の促進]

施策展開にあたっては、行政だけで考えるのではなく、地域住民はもとより、企業、大学、NPO、ボランティアなどを巻き込み、各主体が持つ強みを生かし合うことで、より効果を発揮することが考えられる。このため、大学から創り出される「知」を地域づくりに生かしていくための仕掛けづくりや、企業のCSR活動やNPO活動などを受け入れていくための仕掛けづくりを行いながら、様々な分野における多層的な連携の構築を促進していく。

7. 重点的に展開する施策

7. 1. 安心安全な暮らしを支える生活環境の充実

高齢者や高校生等の交通弱者が安心して暮らせる交通体系を確保するため、北設楽郡における地域の意向を踏まえた交通体系の再構築について、市町村や関係団体の取組を支援していく。

また、三河山間地域の全域においてヘリコプターを活用した高度搬送体制が24時間運用できるよう、夜間照明設備を設置したヘリポートの整備を支援していく。

さらに、災害時に孤立する可能性がある集落の防災対策の

現況を把握し、通信機器や備蓄倉庫、防災資機材等の整備といった市町村が行う孤立集落対策を支援していく。

7. 2. 小規模高齢化集落への対応

2007年10月時点では、三河山間地域には100人未満かつ高齢化率が50%を上回る小規模高齢化集落が51集落あり、そのうち集落活動の維持が困難な集落が3割ほどある。

集落の状況を踏まえた支援の実施を行っていくこととしており、市町村と小規模高齢化集落が共同で行う集落機能の維持に向けた取組を支援していく。

7. 3. 交流居住の活性化によるUIJターンの促進

三河山間地域の6市町村と都市住民との交流を促進し、短期滞在から本格的な移住まで、さまざまな田舎暮らしを支援するため、平成20年4月に愛知県交流居住センターを設立した。愛知県や市町村のほか、大学、NPOにも設立に参画していただいている。センターでは、交流居住に関する問い合わせや相談に対応するほか、ホームページを通じ、交流イベント情報、住宅情報、農地情報などを受発信している。

7. 4. 通勤圏における産業集積の促進

新東名高速道路などのインターチェンジ周辺等において、多様な就労環境の創出を図ることで、三河山間地域に居住しながら、様々な働き方を選択できるようにしていく。このため、インターチェンジ周辺等の企業立地環境の整備、豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業の推進、企業誘致活動の強化などに取り組んでいく。

7. 5. 観光・特産品振興による地域ブランド力の強化

関連産業の裾野が広い観光を、三河山間地域のリーディング産業の一つと位置付けて振興していく。また、各地域にある地域資源を磨き上げ、ストーリー性のある個性豊かな地域ブランドを構築していく。さらに、観光振興や特産品振興を統一的に展開できる仕組みを構築し、プロモーション活動を強化していく。(愛知県産業労働センターに県産品販売施設を設置)

また、風景街道や観光ルートの拠点となる茶臼山高原について、施設の充実や観光情報の発信を支援していく。

7. 6. 農林水産業の振興と多面的機能の維持・向上

自然豊かな三河山間地域の特色が最大限に発揮されるよう、環境と安全に配慮した高付加価値型の農林水産業の振興を図るとともに、あいち森と緑づくり税の活用などを通じて森林、農地、河川の有する多面的機能を維持・向上させていく。

8. ビジョンの着実な推進

ビジョンに位置付けた施策については、全府的組織である「山村振興推進本部」において、進行管理を行っていく。

社団法人東三河地域研究センター 平成21年東三河地域問題セミナー第3回講座

平成21年9月10日(木)14時~17時 カリオンビル6階(市民センター)にて、上原巖氏と川口彰氏が講演を行った。

「東三河地域における 森林療法の可能性を考える」

東京農業大学 森林総合科学科
准教授 上原巖氏



1. 森林療法とは何か？

まず、森林療法を考える前にもっと重要なことがある。お金とかお客様を呼ぶということに目が向く人もいるかもしれないが、そもそも東三河地域の方は元気なのだろうか。高齢者、子ども、働き盛りの方はどうだろう。また、人間が一方的に森林療法というものを考えているが、主人公となる森 자체が言葉をしゃべることができるとしたら、私たち人間にどのようなことを期待しているのだろう。「森林療法と言って、また新しいお金儲けをたくさんしているのではないか。手入れ不足の森がたくさんあるのに、何が森林療法だ。」と言っているかもしれない。大事なことは、地域の森林に健康になってもらないうがら人間も健康になっていく。これが森林療法の大柱である。

森林療法とは何か。森林療法は、森林のガイドを行うことではない。「森林セラピー」と言うと、森林をガイドし、それで金儲けができると安直に考えられがちだが、森林療法は、ガイドするだけではなく、障がいや不健康なところを癒し、克服し、より健康な心や体をつくっていくために行うものである。森林療法は、東三河地域であれば、地域の森林に出かけ、その中で過ごし、様々なことをして自己治癒力を高め、体の健康増進を図っていくことである。そのあたりが、皆さんを持っているイメージとずいぶん違うのではないだろうか。

森林療法に期待されていることの一番目は、その地域の方々の生活習慣病予防である。生活習慣病の予防に森林の中で歩いたり、作業をしたりすることは効果的だと、多面的研究で明らかになっている。2番目が心の健康である。日本全国で自殺者が非常に多く、毎年3万人以上の方が亡くなっている。こういった分野でも森林で過ごすことが一方策として効果的だとも言われている。3番目に医療・福祉であり、少しずつだが森林療法の利用が始まっている。

2. これまでの森林療法の経緯

森林療法のこれまでの経過を整理すると、まず、1982年に林野庁長官が「森林浴」を提唱した。それから17年後の1999年に日本林学会で「森林療法」という言葉が定義された。その定義の内容は「森林療法とは、森林環境を利用し

たリハビリテーション、カウンセリング、療育、作業療法、代替療法など、森林を総合的に活用した健康増進および福祉医療のこころみ」で、非常に幅広い意味で定義されている。その後、2002年に「森林療法研究会」が発足し、「高齢社会における森林空間の利用に関する調査」という調査を林野庁から委託を受けて行うことになった。どのような調査かというと全国の病院に、病院に入院されている65歳以上の患者がいれば、その患者に病院の周りの森林を使ってリハビリや散策をしたいかというアンケートをとった。アンケートの結果、5~7割の病院から是非利用したいという回答があった。このアンケート結果を踏まえて、林野庁も2003年に「森林療法」という言葉を提唱し、「医療・福祉の森」「療養・保養の森」「健康づくりの森」の3つのタイプの森づくり構想を発表した。また、この年に「森林療法序説」が出版されている。さらに森林療法研究会では、林野庁から「森林の健康と癒し効果に関する科学的実証調査」という委託調査を林野庁から受け、都市部と森林でのストレスや心理的効果を比較した。

以上、ここまでが「森林療法」という名前であった。そして、2004年に「森林セラピー研究会」が発足した。この研究会の特徴は、「森林セラピー」「森林セラピスト」「セラピーロード」という言葉を商標登録したことである。このあたりから村おこし的な要素が強く推進され、一般の方は「森林セラピー」と言えば「村おこし」のことだと考えるようになったのではないだろうか。昨年、「森林セラピー研究会」は解散し、NPO法人森林セラピーソサイエティがその事業を継承している。

3. 森林療法のタイプ

森林療法のタイプは2つに分けられる。一つは「福祉・医療・心理型」である。地域の森林を再生させながら人間性も恢復していく。作業療法を行うことにより、リハビリテーションにもなり、カウンセリングの場や自分の居場所、心身の休養の場をつくることができる。そして、自分にとってかけがえのない森林になっていく。これが森林療法の原点である。

もう一つは「地域活性化型」で森林セラピーはこちらのタイプになる。こちらの特徴は森林のガイドが中心で、地域振興策として行われる場合がほとんどである。地域振興も重要だが、森林セラピーの場合は、保養地的な要素が大きいので、少なくとも環境、プログラム、人材など保養地としての一定水準を保障るべきである。

これまで地域活性策として森林セラピーを考えた地域は多くあるが、「うまくいっているところ」と「うまくいかな

いところ」に分けられる。

うまくいっているところの特徴は、目的・目標、コンセプトが明確で、保養できる森林があり、保養に相応しい気候・環境である。また、保養・集客の実績があり、保養客の立場、視点に配慮がなされ、人材が豊富で森林を案内してくれる人だけではなく、いろいろな人材がいる。自主的な学習が盛んで、地域住民でも話し合いがなされ、できるところから無理なく始めている。役割分担もしっかりとできている。窓口、コーディネータの方がきちんといて、プログラムやメニューが豊富で、保養に来た方がいろいろと選択できる。リピーターがしっかりとついている。このような特徴がある。これに当てはまるのが、長野県の信濃町の事例だと思う。

一方、うまくいかないところは、行政のみが先走る傾向がある。特に首長・上司からのトップダウンによるものが多い。また、安易な「村おこし」、地域活性化策で、曖昧な計画や企画が行われている。過去に保養・集客実績がなく、オリジナル性もない、地域住民が、森林セラピーが行われていることを知らなかつたり、行政から地域住民に安直な人材養成会の後、その運営がポンと丸投げされるケースが多い。集客効果などをとかく急ぎ、保養にきた方々の気持ちがわからない。観察会、観光、ツーリズムとの差がなく、保養客のニーズに対応できない。看板だけ出来て、維持・管理に苦慮している。当然のことながらお客様が定着しない。このような特徴がある。

4. 森林セラピーに関心を持つ人々

現在、森林セラピーに関心を持っている方々には特徴がある。一番多いのが、自然・野外案内、自然環境教育関係者。次は保養ビジネス・観光関係者。その次は地方行政関係者で、以上がベスト3である。次に資格を取りたい方、所属先を求めている方。そして、最後にやっと医療・福祉関係である。何が課題であるかというと、「セラピー」と言っているのにセラピーや医療に関わっている方がほとんどいない。しかしその方々で森林セラピーを動かしている。これが日本の森林セラピーの現状である。

各地で人材養成・研修会が行われているが、そこでも課題がある。どんな課題があるかというと、参加者の「森林セラピー」の解釈、イメージの差が大きい。「療法」「セラピー」に携わっている人が少ない。具体的な対象者、ニーズのイメージがしづらい。保養が必要な人の気持ちがわからない。偏った傾向の参加者が集まる。自然案内の腕自慢に終始し、相手の話に耳を傾けることができない。各々の得意分野の内輪受け、お茶飲み話で終わってしまう。こういう人材養成研修会が各地で行われている。

来訪者の声もぜひ聞いて欲しい。「癒される体験ができると思っていたが、自然ガイドを聞く2時間だった。でもガイドの方の気持ちを損ねてはと遠慮した。」との来訪者の声がよく聞かれる。実は、案内される方にボランティア精神

が必要で、癒されたのはガイドの方だったのでという場合が多い。また、一人で静かにゆっくりできる時間が欲しい、「見世物」にしないで欲しいという声もある。癒されるかと思って行ってみたら、テレビカメラがずっとまわっていたり、写真をたくさん撮ったり、行政の方々が腕組みをして視察している。大人数が苦手で、一緒に歩きたくない参加者もいるし、「案内人がタバコを吸うのはやめて欲しい」と言ったら「なんで吸ってはいけないんだ」と開き直る案内人もいる。それから「無責任な言動をしないでください」という声も昔から言われている。うつ傾向の方やアトピーの方が糞をも掴む思いで参加したのに「そんなものここを歩けば吹っ飛んでしまう」、「この森林が治してくれる」など案内人の無責任な言葉に傷ついたことがある。

以上のことから、案内者自身がまず森林での健康づくりへの意識が高いことが必要であるということが分かる。

5. 身近な取り組み事例

これから、身近な取り組み事例を紹介するが、ぜひ、これから東三河地域でも広げていっていただきたい。

最初に北海道の中頓別町の事例である。人口は約二千人で、高齢化率は約4割の典型的な過疎の町である。この町では高血圧の高齢者が多い。なぜなら、冬は寒く外に出ず、家の中でお酒を飲む機会が多く、塩辛いものを食べる傾向もあるからである。これは地域の風土病みたいなことでもあるので、中頓別町の病院の先生が、高血圧の高齢者の方を地域のエゾマツ・トドマツ林に連れて行った。その結果、1年以上経過して、高血圧の方々は血圧が下がり健常値に近づき、病院に通う回数が減少した。病院としての収入は減少したが、町民一人当たりで計算すると、一人当たり10,500円の医療費が削減できたという尊い事例がある。

次は埼玉県日高市の事例で、今年で2年目になるが、ワークショップの度に血圧と体脂肪率を測定している。65歳以上の方が対象として無料で行っているが、多くの方の血圧が下がってきてている。

福島県只見町では、町制50周年に高齢者を対象にした森林療法を実施した。血圧とストレスを計測し、森に出かけた後、再び血圧とストレスを計測すると、血圧は参加者の3分の2以上が下がって、ストレスも過半数の人が下がった。まずはこうして町民の健康増進に臨床的に取り組み、住民の方々に納得してもらうことが大切である。

6. 東三河における森林療法の可能性

(1) 高齢者対象とした事例

寝たきりや引きこもり予防に森林に出かけてみてはいかがだろうか。役場や公民館で毎週日時を定め、この日に来れば、65歳以上の方であつたら無料で、その地域の森の案内人が連れて行ってくれる。健康づくりにもなるし、寝たきり・引きこもり予防にもなる。参加した方の健康チェック

クを継続して行えば、どんな効果があったか分かる。

転倒予防のリハビリテーションを行っている病院もある。千葉県のある病院では、病院の隣にある森林公園に出かけ、森林公園の中で歩行器や杖を使いながら転倒予防のリハビリを行っている。また、森林公園を歩くことにより、骨粗しょう症や肥満予防、うつ予防の気分転換にもなるし、認知症の方にも効果がある。

長野県のある高原病院では、自己紹介はおろか、オムツをあて、食事も介助してもらわなければならない認知症の男性を、療養所の周りの森に連れて行き、定期的に歩いてもらうようにしたところ、昔の仕事の話をするようになり、トイレや食事も自分で出来るようになった。脳が活性化されて、特にコミュニケーションが出来るようになった。東三河地域でも認知症の方がいると思うが、認知症の方を抱える介助の方への癒しにも、ぜひ、森林を歩いていただきたい。

このような事例を長期にわたって、その効果を調べていくことがとても大切なことである。健康状態や生活習慣の変化、通院回数など、たとえ少人数でも、森林へ行きたい高齢者がいればお連れすればいい。もし良い効果が出たならば、東三河地域ではこんな取り組みをしたら、こんな効果があったということを発表していただきたい。

最終的には、中頓別町のように医療費の削減につながればよい。大規模での医療費削減モデルというの一つもないで、東三河地域は森林と一緒に地域住民も健康になったと報告することができるようになればとてもよいことなのではないだろうか。

(2) 子どもを対象とした事例

「森の幼稚園」はデンマークで出来たが、特徴は園舎・園庭がなく、毎日青空保育を行うことである。

ドイツの事例だが、森林の入口が待ち合わせ場所で、森に入り、木に触れたり、お話しや音楽の時間がある。また、コミュニケーションの時間があり、小さいときから自分の意見を発表し、みんなの意見を辛抱強く聞くトレーニングもある。倒木を電車に見たてて、電車ごっこをしたり、本格的な泥んこ遊びもある。特徴的なのは、ノコギリなどの工具を貸し出すことで、2歳児でも金槌を振り回し、ノコギリを持っている。「この子たちは、手を切ったらどうしますか」と先生に聞くと「まず、このノコギリは、それほど切れるノコギリではない。次に、この子たちは、ノコギリを使うのがとても下手で、自分の指を切り落とすまで切り続けるがはずがない」という回答だった。もちろん、子どもたちは保険に入っているが、少しくらい血を出しても、こうすればケガをするということが分かった方がよいという考え方で、日本人とはかなり違うところがある。

身近な森林環境を利用した場合の特徴的な効果として、言葉の発達が通常の幼稚園に通う子どもよりも早いとのことである。また、欠席が少なく、安眠できる児童が多い。

感情が安定し、五感も発達する。友達づくりが上手、学習面も良好だと言われている。ハイデルベルク大学の研究者の報告だが、普通幼稚園と「森の幼稚園」を卒園してから、小学校1年時の評価を出身別に比較すると、やる気、耐久力、集中力、社交性、協調性、認知分野、体育のどれをとっても「森の幼稚園」出身者の成績の方が良かったという結果がある。

東三河地域の子どもはどうか。森を育てながら子どもを育ててみてはどうか。里山や放置林を使ってもできる。子どもなので小面積でよい。

東海地域のある病院では、親から虐待を受けたり、小さいときに大きな災害、事故に見舞われ、心に大きな傷を負った子どもたちの治療に森林療法を行っている。精神安定剤や導眠剤が効きにくい薬物療法による効果が期待できない子どもたちを対象に、週3回、午前中の2~3時間、森林公園で散策をしたり、話を聞いたりした結果、全員、退院したという効果が得られている。

(3) 障がい者を対象とした事例

私が勤めていた社会福祉施設では、放置林で丸太を運ぶ作業療法を行っていた。また、養護学校にも2年インテグレーション教育を担当していたが、丸太を運んだり、シイタケの原木をつくったりした。異常行動が大幅に減少し、パニックの出現回数も減少し、暴力を振るっていた方が弱者をかばうようになったり、 α 波の発生比率が高まったという結果が得られた。

また、神戸市の住宅街の近くにある4.5ha程の里山の事例だが、まず、どんな状況か踏査し、枯損木の除去や除間伐をしてから、地域の皆さんに入ってもらい散策路をつくり、休憩空間をつくって、作業療法ができる場をつくっていった。最も時間を費やしたのがゴミ拾いだったが、地域の住民を中心に約80人にお手伝いいただいた。以上のように市民の方々と環境を整え活動の出来る里山にしてから、ワークショップやリラクゼーション、障がい者だけのプログラムを始めた。

結果として知的障がい者の方には、多動傾向、異常行動の減少、集中時間の増加、コミュニケーションの促進、感情の安定、感情の表出化、興味・関心の拡大、依存度の減少が見られた。また、精神障がい者の方には、感情の安定化、自己内面の表現、自立性の涵養、自己肯定感、能動的なコミュニケーションがどれ、生活パターンの一環になり、感性が回復し、固執性が減少する結果が得られた。それから地域の方々も地域の森林・自然に対する認知度、親近感が向上するなどの効果があった。しかし、最も良かったことは福祉活動に肯定感を持ってもらえるようになったことである。

次は視覚障がい者の事例で、宮城県の事業である。全盲の方を対象に森と一緒に歩いたが、当然のことながら砂利道やつまずくところがある。一緒にいる方に「バリアフリー

「コースやユニバーサルデザインにしないといけないか」と尋ねたところ、「それはナンセンス。山というものは泥んこになったり、傷ついたり、滑って転ぶ所で、十分覚悟は出来ている。私たちは、山を丸ごと体験できる場所に連れて行って欲しい」と言われた。そこで、そのご意見を取り入れ、このコースはバリアフリーにしないことになった。

障がいをお持ちの方とのプログラムの留意点だが、基本的なマナーをきちんとすることや障がい、既往症を把握することは当然だが、説明をきちんとすることも大事である。「私たちが視覚障がい者だから、説明を省いていいのか。いろいろな色や形をちりばめながら話して欲しい。頭の中でイメージ出来るので、説明を省かないで欲しい。」とお叱りを受けたこともある。

視覚障がいの方の感想だが、「森を歩くことによって、日常生活に新しい空気、視点を加えることができる、是非、定期的に連れて行って欲しい」ということであった。

(4) 病院での事例

北海道で、病院に隣接した広葉樹二次林を利用した事例だが、まず、病院周辺の森林環境を踏査し状況を把握した。次に地権者の了解をとり、森林療法の目標を設定し、森林療法委員会を設置して風倒木、枯損木の除去を行った。伐採木は、作業療法に利用するなどして、カウンセリングや軽体操、散策も行った。その結果、アルコール依存症やうつ病、統合性失調症、発達障がい、パニック障がいの方々などが退院していかれた。

(5) 一般企業人を対象とした事例

大阪の企業の依頼で、奈良県で行った事例である。病気ではないが、欠勤、早退しがちな社員を対象に都市近郊の奈良県の森林公園を利用した。不安感が強い方が多く、最初に「こういうところで過ごします」と概要説明をした後、まず、リラクセーションから入った。森林公園内のどこでもよい。静かに携帯電話の電源を切って、風の音や川の音を聞いてリラックスし何もしないでいる時間をつくるようにした。他に自分の木を見つけてもらったり、別の林に移動して一人で過ごしてもらったり、グループで癒しの場所を見つけてもらうなどして、案内することを極力減らして、皆さんで過ごしていただいた。そして、気力がどのように変ったか調べてみたところ、興奮と緊張が下がり、爽快感がプラスになり、疲労感、抑うつ感、不安感もずっと下がったという結果が得られた。その他に、悩みや問題が緩和した。話し合いが摃った。自己肯定感が高まったという自己評価も得られた。

これらの結果を踏まえ、この企業では、今後、社員の健康づくりの一つとして森林を活用していくので、保養のできる森林を紹介して欲しいと言われた。また、「ここが癒しの森です。さあ、歩きなさい」と言わなくても歩けないので、人々を理解してくれる受け手、同行者にいて欲しいとも言

われた。森林だけではなく、人的な環境が整ったところに出かけたい。これは、今後の大きなポイントになると思う。それからきちんと休める宿に泊まって静かに過ごせることや社会貢献活動や新任者研修を受け入れてくれる所も重要である。

(6) 学校を対象とした事例

学校現場の先生の悩みで一番多いのは、人間関係、特に同僚との関係である。お互いに「値踏み」をする社会で、目に見えない力関係があり、自分の思いを言い難い場であったり、相談相手の選択に困ったり、気の休まる時間が少なかったり、自らの発言への不安があったり、自らの性格に悩んだり、家庭・社会問題にまで対峙したり、様々な悩みがある。今、精神疾患で長期療養をしている先生は、全国で四千人以上もいる。病気休職者中の精神疾患教職者の割合は半分を超えており、

ある県の中学校の依頼で行った森林療法の事例だが、先生に一番人気があったのは、一人で過ごす時間であった。先生の場合は、一直線に自分の世界に入って行く。これは先生の特徴である。

先生方のストレスの変化を見ると、約半分の先生のストレスが下がった。また、先生方の感想は、「学校のすぐ近くに森林があっても忙しくて出かけられない」「気分を変えて仕事や家庭に復帰できる」「日頃仲の悪い教員どうしでも会話を出来た」などがあった。この学校では現在「森林療法の日」を設けている。

長野県では、各学校の保健の先生方を集め、森林療法の研修会を昨年度から行っている。研修を受けた先生方は学校に戻って、リストカットや不登校の生徒を学校の近くの森へ連れていく試みが始まっている。キレる生徒に森林体験は効果があると思う先生方が多く、今後の可能性として、「不登校の生徒の受け入れ」「心身体の必要な先生の受け入れ」「カウンセリングの場」「職場からの転地効果」が考えられている。

7. まとめ

森林療法は、高血圧の改善や高いコレステロール血症や糖尿病の予防、体重の減少、呼吸循環機能の向上、γ-GTPの減少、ナチュラルキラー細胞の減少などに効用があることが分かってきた。しかしながら、万人の方に効用があるわけではなく、まだまだ、症例・事例の調査研究を行っている段階である。ぜひ東三河地域でも症例、事例を報告していただきたい。

最後に、森林療法の基本的な姿勢は、地域の森林と一緒に人も健康になっていくことである。地域の森林の健康度が高まれば、人の健康度も高まるはずである。

ぜひこれから皆さんと一緒に東三河地域における森林療法の実践をすすめていきたい。

「癒しの森から まちづくり」

長野県信濃町 産業観光課
癒しの森係 主査
川口彰氏



1. 信濃町の概要

信濃町は長野県の北端に位置し、面積は 14,927ha である。そのうち 10,956ha が森林で、総面積の 73%を占める。森林面積の約 50%が国有林で、針葉樹と広葉樹が混在し、多様性のある植生と上原先生にも評価をいただいている。人口は昨年（2008 年）まで 1 万台台をキープしていたが、今年の 6 月 1 日現在で、9,810 人と 1 万人を割ってしまった。昭和 31 年の「昭和の大合併」のときに信濃尻村、古間村、信濃村の 3 村が合併して今日に至っている。

主な産業は、観光と農業である。観光客は、バブル期までは年間約 100 万人で推移していたが、ここ数年は 90 万人くらいで推移している。観光客の内訳は県外客が 65 万人で、そのうち、冬のスキー客が 21 万人というような状況である。また、信濃町における観光の特徴として、宿泊施設がたくさんあるということがあげられる。ホテル、ペンション、民宿、旅館のいろいろなタイプの宿泊施設が約 100 件、町内に点在している。

観光としていくつか売りにしているスポットがある。黒姫高原に黒姫童話館というドイツの作家、ミヒャイルエンデの文学資料を収蔵、展示している施設がある。

斑尾山の山麓にある東急グループのリゾート地で「タングラム斑尾」というリゾート地があり、冬はスキー場、夏はゴルフ場とラベンダー園を開催している。

新潟県との県境にある関川に「日本の滝百選」に選ばれている「苗名滝」という大きな滝がある。春の雪解けの時期は、おそらく日本有数の水量を誇っている。

野尻湖というナウマンゾウの化石が出土するところで有名な湖がある。どなたでも発掘できる大衆発掘という手法を取り入れており、開催時期は 2 年に一度だが、全国から古代のロマンを求めてたくさんの方が訪れる。

俳人の小林一茶が生まれ、亡くなった地であり、一茶の俳句に親しむツアーも数多く組まれている。

冬はスキー場、夏の野尻湖でスポーツを楽しむ客で賑わう。以上のように四季を通じていろいろな観光を楽しんでいただけの町だと思う。

農業でもっとも盛んなのは稲作であり、減肥、減農薬で取り組んでいる。長野県の農薬の基準は東北地方の米所に比べて厳しいが、長野県の基準よりさらに 50%農薬削減をした稲作を取り組んでいるところもある。トマトやトウモロコシの高原野菜やブルーベリー、ソバの栽培も盛んである。また、長野県北部最大の酪農地帯で、乳製品の生産も盛んに行われている。

2. 保養地としての歴史

信濃町は保養地として古くから活用されてきたという特徴ある歴史的背景がある。軽井沢はカナダ人宣教師の方々が切り拓いてできたということで有名だが、野尻湖畔でも大正時代に同じくカナダ人宣教師たちによって保養地として拓かれた。これが町の観光のスタートだと言われている。現在もその場所は、休暇地として海外の方が数多く訪れ、住民との交流も盛んである。坪田譲治、堀辰雄、中勘助などの有名な作家が野尻湖畔に滞在し、数多くの作品を残している。また、黒姫高原では、先ほど紹介したミヒャイルエンデをはじめ、松谷みよ子、いわさきちひろなどの童話関係の作家も数多くの方々が滞在している。

このように多くの文学人や海外の方に愛されていたという保養地としての歴史がある。このようにヨーロッパの保養地を思わずのような独特の雰囲気が感じられる日本で数少ない自然環境を持った町である。

3. 「癒しの森事業」が始まるまでの経緯

しかしながら、観光地、保養地として全て上手くいってきたわけではない。いろいろありすぎて、観光地、保養地としての特色を絞りきれないというジレンマも抱えていた。また、信濃町でも平成の大合併の問題が持ち上がった。平成 14、15 年ごろに合併にするべきか、しないべきかの議論が町内で巻き起こった。住民アンケートをとった結果、合併せず自立してやっていくことになったが、財政難など多くの課題を抱えることになった。そこで、大金持ちにならなくてもよいが住民が生活していくためには、今後何をしなければならないかと住民有志の方々が、夜な夜な議論を重ねたそうである。その中で、信濃町のいろいろな良さを結びつけるものは何かないかという議論を深めていたとき、持ち上がっててきた構想があった。それが「エコメディカル＆ヒーリングビレッジ構想」という長野県が提唱した事業で、後の「癒しの森事業」につながるスタートの事業であった。当時、長野県知事であった田中康夫氏が、長野県の森林の荒廃を食い止め、森林を活性化させる事業として、7 つほどのプログラムを立てた。そのうちの 1 つが「エコメディカル＆ヒーリングビレッジ構想」である。この事業を住民が知り、この事業は信濃町で上手くいくのではないかということで事業をスタートした。実はこの事業が信濃町で実施されたのには、もう一つの理由がある。この構想を提唱したのは作家の C. W. ニコル氏で、信濃町に住んでいる。町の有志の中にはニコル氏と親しくしている方もいて、ぜひ、信濃町で実施したいということになったそうである。

町内の自然環境を守り、住民も健康な癒しのまちにしていく。自然環境を医学的に利用した保養地を形成して、障がい者の方にも提供をしていくという目標を掲げ、事業を始めた。

また、「まちづくり」という視点も大切にしいており、環境教育の推進や森林の里親計画なども進めている。環境教育は、教育委員会が大手をふってやっているのではなく、「癒しの森事業」に町をあげて取り組んでいるということを、町に赴任し

てきた学校の先生が知り、是非、地元の子どもたちにも伝えたいということから始まった。里山は手を入れないと、本来の森の機能を発揮できないということを、子どものうちから教えることが重要であるということから、間伐などの森づくり体験や教室での森の再現などの活動を行っている。将来、この教育を受けた子どもたちが、町を担っていくときにどのような町にしていくのか楽しみにしている。

森林の里親事業は、信濃町というよりも長野県の事業で、長野県の各地域の森と企業をマッチングさせる事業で、企業にCSR的観点などで、資金的な協力をいただいて、森を整備するという事業である。信濃町には3例ほどある。

4. 「癒しの森事業」とは

「癒しの森事業」は、観光業者や特定の方だけの事業ではなく、住民の方、町をあげての事業で、正確には「健康と癒しの森事業」と言い、健康と言う側面を非常に大切にしている。まずは、住民の健康と癒しの森事業への理解が大切である。住民の方には、毎月「癒しの森の健康講座」と名づけた健康に関する講座を開催している。癒しの森事業を通じて知り合った先生方や得た知識や情報などを住民の方々に還元をするという目的で開催している。地元にいると地元のよさというものが分からぬ。もっと住民の方に地元の森を使ってもらいたい、理解してもらいたいという理由から、住民向けの森歩きのイベントも開催している。また、町内には「癒しの森のコース」を設定しているが、住民の方向けのコースもいくつか設けており、町民の日々の健康づくりに活用いただいている。

集客は、当初から都会のちょっと疲れたサラリーマンやOLをターゲットとしている。ストレス社会と言われる中、このような方々に信濃町で中長期滞在していただき、自然の中で自分を見つめ直し、適切な生活リズムを取り戻す。自分の癒しの場所を見つけてもらう。そして、元気になって都会へ戻っていただく。また、ちょっと疲れたら信濃町に来る。あるいは、自分には疲れたらあそこに行けばいいから、もっとがんばれると思っていただけることを目指している。

また、ターゲットがサラリーマンやOLなので、企業と連携した受け入れ態勢を構築している。なぜ、都会の企業と連携したかというと、①大企業の8割がメンタルヘルスの不全で1ヶ月以上の休職者がいる。②企業や健康保険組合の直轄の保養所が縮小傾向にある。代わりに、保養に特化した外部の施設やプログラムを利用する傾向がある。③特定検診、保健指導の導入などにより、健保組合が本格的に体力づくりや健康づくりを取り組み始めている。④心のケアについても拡充されている傾向にあることがあげられる。以上のような理由から都会の企業との取り組みが有効ではないかという仮説を立てた上でスタートした。また、都会に働く方々の第2のふるさとのなものになればいいと、分かりやすい切り口でも取り組んでいる。

プログラムは、森林でのリフレッシュウォークを大前提とし、栄養や休養を考慮したプログラム、自然環境や田舎の方々とのふれあいを組み合わせた内容を柱にしている。

5. 「癒しの森事業」の推進体制

(1) 森林メディカルトレーナー

「癒しの森事業」の中核を担っているのが、「森林メディカルトレーナー」である。この言葉は、私たちが独自に作った言葉で、信濃町独自の認定制度である。具体的には、森が持つ癒し効果の説明や森林内での呼吸法等の健康増進をレクチャーすることができる人を養成する制度で、1週間程度の受講プログラムを立て、受講していただいた方を町長が認定する制度である。なお、「森林メディカルトレーナー」の研修を受講できるのは、基本的には信濃町の住民で、現在140人が「森林メディカルトレーナー」の研修を受講している。当初は30人くらいの方が集まれば考えていたが、90人を超える方が応募されたと聞いている。宿泊施設関係者はもちろんだが、主婦の方が多いのが特徴である。

ただし、受講した140名の方すべてが「森林メディカルトレーナー」としてお客様を案内できるわけではない。実際にお客様からお金をいただいて案内できるのは「登録トレーナー」という、もう1ランク上のトレーナーだけである。ホームページにも掲載させているが、現在約30名の登録トレーナーがいる。「登録トレーナー」の資格を得るためにには、中級のステップアップ講座の受講や日本赤十字社救急法救急員の認定資格をとっていただくなどの条件が必要になる。

(2) 癒しの森の宿

それから、もう一つ「癒しの森の宿」も認定している。宿のオーナーに森林メディカルトレーナーと同じような研修を受講してもらい、「癒しの森事業」とは関係のない団体客と同じ日に客を宿泊させないなどのいくつかの一定基準をクリアできると承諾した宿を町長が認定している。森に入って癒されるのはもちろんだが、滞在中もシームレスで癒しの時間を感じていただきたいという思いで、設けられた制度である。宿の食事は、地元の朝採りの野菜、山菜・キノコ、薬草に郷土食材を使い、心から癒されるもてなしやアレルギーや各症状に合わせた配慮も徹底されている。また、「癒しの森の宿」の料金は統一されており、駅や温泉施設、「癒しの森のコース」への送迎も料金に含まれている。

言うまでもないが、「森林メディカルトレーナー」や「癒しの森の宿」を考えたのは、行政ではなく住民の皆さんである。

(3) 癒しの森事業推進委員会

システム的な話になるが、事業の推進にあたっては「癒しの森事業推進委員会」という委員会を設けている。学術機関やこの「癒しの森事業」で重要な役目を持っている住民による任意団体「ひとときの会」、観光協会、観光起業者、癒しの森係などの行政関係者、林業関係者、農協を中心とした農業生産者、病院関係者、福祉関係者の方々に推進委員会に入っていたり、基本的には癒しの森事業の方向性を決定している。しかし、ガイド料や宿の料金設定などの細かなところまでは決めていない。具体的なことは各関係者が決定するようにしている。

推進体制は、役場内に専門の窓口「癒しの森係」を設置している。客が訪問する際には信濃町の森林セラピーに期待することを聞き、その目的にそった滞在期間中のプログラムの相談や客の問い合わせと「癒しの森の宿」や「森林メディカルトレーナー」との間のコーディネートをする位置づけになっている。また、最近では、企業との連携についても、企業の窓口になっている。

(4) ひとときの会

「ひとときの会」は、正式には「信濃町森林療法研究会」という名前である。森林メディカルトレーナーと癒しの宿のオーナーで構成させている。森林メディカルトレーナーと癒しの宿のオーナーは基本的には加入が義務付けられている。なぜ、こういう組織があるかと言うと、森林メディカルトレーナーのスキルアップと「癒しの森の宿」のクオリティ向上という目的がある。認定されたらそれで終りではなく、お互いを高め合うような場が必要だからである。また、「ひとときの会」は信濃町独自の森林療法プログラムの開発や検討やまちづくりとしての事業推進を行っている。

6. 企業との連携

現在、保養提携している団体・企業は8つある。大企業や外資系の企業、長野県の企業の健康保険組合、奈良県の教職員組合の互助会などと提携している。他にも製品開発の分野でも大手企業と提携している。

表 癒しの森事業推進委員会の構成

農水産関係	JAながの農業協同組合信濃町支所
	認定農業者協議会
	信濃町食生活改善会
	道の駅しなの ふるさと展望館
商工業関係	商工会または青年部
教育関係	学校づくり検討委員会
林業関係	信濃町林業研究グループ
	長野森林組合
観光協会	癒しの森推進部関係
各種 インストラクター	県薬草指導員、 県自然観察インストラクター
	信濃町森林療法研究会 —ひとときの会—
	前信濃町議会議長
学識経験者	株式会社黒姫和漢薬研究所
	産業観光課癒しの森係・商工観光係
事務局関係	総務課まちづくり企画係
	住民福祉課 保健予防係住民
	教育委員会 黒姫童話館
	町立信越病院
顧問	東京農業大学地球環境科学部准教授

具体的な取り組みで一番多いのは、福利厚生や新入社員の研修である。最近では、新入社員の研修から波及してマネージャー研修や管理職研修も行われるようになった。森林療法の他にも、私たちは登山療法と呼んでいるが、新入社員の結束を高めたり、達成感を味わってほしいという企業側の要望を受けて、黒姫山の登山も研修内容として行っている。また、座禅体験も行っている。

基本的に研修プログラムに共通させているテーマは「気づき」である。生活習慣病の予防であっても、環境問題であっても、まず「気づき」が大切である。このテーマを基本に研修プログラムを提案して利用いただいている。

また、波及的な効果で、提携企業に信濃町産の食材を社員食堂で使っていただいたり、信濃町産高原野菜を社内販売していただいている。町づくりとして具体的な広がりを見せえているのではないかと思っている。

信濃町周辺には善光寺、軽井沢、小布施、上高地、戸隠など近隣だけでもこれだけ有名な観光地と良い意味で競争していくなくてはならない。癒しの森をある意味では積極的に、ある意味では慎重に大切に育てていきたいと思っている。そうした中で最終的な目標として、日本初の保養地型観光を形成し、その中核として森林療法を用いた癒しの森空間を提供していきたいと考えている。

社団法人東三河地域研究センター 平成21年度通常総会・記念講演会

平成21年11月27日(金)13時30より 名豊ビルにおいて通常総会開催し、記念講演会では、鈴木康友氏が講演を行った。

記念講演会

「浜松の未来と課題」

浜松市 市長 鈴木康友氏



1. はじめに

私は浜松で生まれ、育ちました。私が、大学を卒業する年に松下政経塾が設立され、面白い組織だと思い、飛び込みました。その後、松下幸之助さんから多くの影響を受けました。振り返ってみると、当時、松下翁が、こういう時代をつくらなければいけない、こういう日本を作ろうと仰っていたことが、今、様々な所で現実のものとなっています。今ではだれもが当たり前と思っている二大政党ですが、松下翁は昭和55年頃から二大政党を構想し、自民党一党では駄目だ、やはり政権交代可能な保守二大政党を作らなければいけないと盛んに仰っていました。また、松下翁は、具体的に、新しい保守新党をつくろうじゃないかと呼びかけをされ、それに応じた自民党の大物の方が決起し、そうした動きがありました。残念ながら、それは様々な状況から潰れたという経緯があったようです。

その後、松下翁は、自民党を割って新しい政党を作るのではなく、新しい人材を送り込んで、新しい風を入れようと松下政経塾をお作りになられました。松下政経塾の出身者、特に初期の同じ釜の飯を食べて学んだ仲間は、二大政党制について熟知する結果となりました。松下政経塾出身の政治家、自治体首長は財政問題に熱心であり、一步進んで小さい無税国家を作ろう、無税の自治体を作ろう、という思いがあります。

例えば、基金のようにお金を溜め、それを使い、税金を取らなくても国の運営ができるのではないか。松下翁は、このように壮大な構想を唱えておられました。勿論、理論的に詰めると難しい問題ですが、考え方としては、放漫經營をしていたら、国は将来大変なことになるという意識です。松下政経塾二期生に東京杉並区長の山田宏さんがおられます。山田さんは12年間、杉並区の財政再建、税金の取り組みを行ってきました。杉並区は、東京都の特別区であり、普通の自治体とは比較にはなりませんが、約850億円の借金を計画的に削減し、来年度で借金がゼロになる見込みを立てています。区で基金を積み、20年後は何割か減税でき、そして53年後は、無税の区を作れるという構想です。山田さんの様な、松下政経塾出身者の政治家の政治活動あるいは考え方の原点には、松下翁の教えが色濃くあるからに他なりません。

2. 政令市への移行による現状と課題

浜松市は、合併して政令指定都市になりました。合併においては、いろいろな論議がありました。政令指定都市・浜松は、国土縮図型政令指定都市と言われております。全国市長会には、人口350万人の大都市から人口1万人を切るような小都市もあり、まだ自立はしたくない、県にお願いをしていたほうが危なくない、という意見もあります。現在の市長会の中では、とても地方分権はできませんし、新しい政令指定都市である浜松市や新潟市が、何かをまとめるのは難しい状況です。そこで、自立し本当の地域主権を目指す構えを持った自治体で、知事会と対等に議論し、基礎自治体に対する本来的な権限、財源を移譲してもらうための行動を起こすことが必要です。大都市（大阪、名古屋、横浜）と、人口100万人に満たない政令指定都市（浜松、静岡、新潟、岡山など）では要望も違います。そこで、4市（浜松、静岡、新潟、岡山）は、今までとは違う政令指定都市の枠組みで、様々な行政課題を研究するグループを作りました。その場で今後の政令指定都市がどういう存在であるべきかを問うべきだと思います。政令指定都市は、まだ県のはるか下の権限しか持っておらず、県との関係は微妙です。様々な事柄をこれは市がやるのか、県がやるのか、まだ、お互いに押し付けています。本来、権限とは裁量を伴うものであって、単純な作業は、権限とは言いません。市は、作業のようなことは多くありますが、なかなか裁量権のある権限はありません。例えば、市街化調整区域で、農地を別の目的に転用したい場合は転用許可が要ります。2ヘクタール未満は市が独自に判断できますが、2ヘクタール以上4ヘクタール未満は県が権限をもっています（H21.11.27現在）。その結果、浜松市がまとめた土地を利用できるところがありません。私は浜松市一番大事な仕事は地元の土地をどのように活用していくべきかを決定できることだと思います。このままでは、日本の地方分権は都道府県への分権で、基礎自治体はおいていかれるのではないかと、大変危惧しています。経済対策としての様々な基金も県にお伺いをして基金をもらって、経済対策をやります。政令指定都市になっても、まだ都道府県が強いのです。日本の仕組みは、国の仕事を、都道府県が中間管理職として、基礎自治体にやらせていく仕組みです。ところが、実際に市民の皆さんに対する行政サービスを行っているのは基礎自治体です。そこに権限がないことは、おかしいと思わざるを得ません。政令指定都市になって良かったことは、政令指定都市というブランドを貰ったことです。浜松市が全国に露出し、注目されることが増えています。政令指定都市は、まだ全国に18市しかないのに、注目をされる訳です。例えば企業の誘致や、様々な活動をするときには大変ブランド価値があります。ただこれから、政令指定都市が粗製濫造されるとブランド価値もなくなります。その

ようになれば、政令指定都市の意味がないので、返上してもいいのかと思いますが、それはそれで大変なことです。

長期的に見れば、道州制や政令指定都市は期待されており、政令指定都市は地域にとってメリットあると率直に感じます。一方、市民からは、政令指定都市になつても「生活は何もよくならない」と言われるのですが、すぐには良くはならないものです。政令指定都市になつたら名古屋のように駅前にビルが濫立して巨大な大都市が実現するようなイメージが市民にはあつたと思いますが、実際は、浜北市と言つてはいたところが、浜北区になつただけで、物理的には何も変わらないものです。そこで、今後、浜松市がどういう歩みをしていくかが大変大きな課題だと思います。

3. 財政改革への取り組み

自治体が抱えている課題の一つが、財政的に厳しいことです。三位一体改革で、交付金と補助金を含めて約 10 兆円が削減されました。三位一体改革以来、じわじわと影響が出ています。新政権になり、国と地方の関係を明確にしなくてはいけません。国は最終的に赤字国債を発行して辻褄を合わせていますが、地方自治体には赤字の補填金、債券、借金を禁止しているので、このような財政問題が現実に起こっています。また、合併に伴い行政コストが上がり、コストを押し上げる圧力もあるので、非常に厳しく持続可能な市政をやっていかなくてはならないのです。そして、長期的には資産のマネジメントとしての資産管理をやらなければいけないのですが、まだまだ、思いが渦巻いている段階です。

4. マニフェスト政治への取り組み

私は、「ひとつの浜松」ということをずっと唱えています。また、言い続けることが大事だと思っています。共に生き、共に助け合う精神で、共生・共助で豊かな地域社会を作つていき、互いの良さを分け合い、互いの地域の違いも理解した上で、一緒になって維持していくことと、申し上げています。そこで、「交流」が大事だと思います。交流が進めば、まわりと打ち解けていくと考えます。理解をしてもらう努力を、これから継続していかなくてはいけないです。やはり、粘り強く、根気よく、言い続けることが必要であり、また、活動を行つていくことが大切だと思っています。浜松は、産業の空洞化も課題です。土地の規制緩和、市街化調整区域の活用も含めて、周囲の理解も含め、スピード対応していかなくては、今の企業には対応出来ません。冒頭に、無税国家の話をしましたが、私も財政に非常に気を遣っています。客観的に環境を考えると、国から支援をいただき続けることは不可能であると思います。自立した持続可能な都市経営のためには、税収を上げるための企業誘致、市税の滞納削減の取り組みをしなければいけません。また、不斷の取り組みで行革もやっていかなくてはいけません。

5. 三遠南信広域連携

三遠南信を含めた広域連携を、今後はもっと加速させていきたいと思います。道州制がこれから本格的に議論されてくると思いますが、国並みの動きができる道州制であれば、私は賛成です。時代をにらんで、そこに一石を投じる意味で、まずは、三遠南信を県にする意気込みで動いてはどうかと思います。これだけ市町村の合併が進んでいるのに、都道府県はなぜ 47 に固定化されているのか不思議です。市よりも人口の少ない県もたくさんあるのに、合併も、分離も起こらることはおかしいと思います。なぜ都道府県は、固定化されてなければいけないのか。ふと思ったときに調べてみると、明治初期はたくさん県が出来ました。あまりにも多くの県を作り、中央集権国家ができるので、強引に合併をはじめました。静岡県も足柄県、駿河県、浜松県と、言ってみれば、東部、中部、西部を 3 つ合併して今日の県が人工的に作られました。だから今現在も、東部、中部、西部という枠の中に固定化されたままです。歴史を紐解いてみると、実は合併させられた後に、分離したところもたくさんあります。たとえば徳島県は高知県と一緒にさせられたのですが、明治 13 年に分離して徳島県になりました。もしこのときにがんばっていなかつたら、今頃、徳島県の人たちは高知県民です。それから明治 14 年には福井県が独立し、同じ年に鳥取県が島根県から分離しました。明治 16 年には佐賀県が長崎県から分離しました。佐賀県は 85 万人くらいの県ですので、もう一度長崎県と合併してもいいと思います。それから宮崎県が鹿児島県から分離。富山県が石川県から分離。明治 20 年には大阪府から奈良県が分離。明治 21 年には愛媛県から香川県が分離。この様な佐賀県とか宮崎県、富山県、奈良県、香川県が分離しなければ、今頃は大阪府の一部であつたり、愛媛県の一部であつたりするわけです。ところが明治 24 年になると中央集権体制が高まり、県の分離ブームは沈静化をしました。こうして考えてみると、都道府県の枠組みには何の根拠もないものです。

6. 今後の浜松

これからは、地域の思いから新しい都市の枠組みを作るくらいの気概を見せてもらいいのではないかと思います。これからは都市間競争の時代だといいますが、私は都市間連携の時代だと思っております。そこで、あまり小さく都市を分けて捉えずに経済的、文化的、歴史的ないろいろな結びつきのあるところで連携をしていければよいのではないかと考えています。その状況の中で、これから浜松の市政運営にも取り組んでまいりたいと思います。

社団法人東三河地域研究センター 第16回地域関連研究発表会

豊橋技術科学大学、愛知大学、豊橋創造大学の学生による地域をテーマとした研究成果の発表を
平成22年3月18日(木)に豊橋市民センターで開催した。発表者は、12名、67名の市民の方々が聴講した。

目 次

1. 「自治体支援による中山間地域集落への移住可能性の検討 三遠南信地域をケーススタディとして~」	25
間 藤 辰 則 氏 (豊橋技術科学大学大学院建設工学専攻修士2年)	
2. 「SDを用いた中山間地域移住促進政策シミュレーションツールの開発」	26
金 野 隆 氏 (豊橋技術科学大学大学院建設工学専攻修士2年)	
3. 「中山間地域の活性化を目指した交流拠点の設計およびその活用方法に関する研究」	27
渡 邊 健 志 氏 (豊橋技術科学大学大学院建設工学専攻修士2年)	
4. 「東三河広域地震防災体制に関する基礎的検討」	28
大 橋 俊 夫 氏 (豊橋技術科学大学大学院建設工学専攻修士2年)	
5. 「市街化調整区域の建築許可に関する一考察 田原市を事例とした地域社会の変貌と権利制限のあり方について~」	29
前 原 克 彦 氏 (愛知大学大学院文学研究科地域社会システム専攻修士2年)	
6. 「島根県邑南町におけるグリーン・ツーリズムの展開とその評価」	30
白 井 麻 実 子 氏 (愛知大学文学部地理学専攻4年)	
7. 「名古屋市における禁煙地区の設定と、それに対する地区来訪者の認識」	31
西 部 慎 平 氏 (愛知大学文学部地理学専攻4年)	
8. 「豊橋市における軍関係施設の立地と市街地の変容」	32
堀 井 康 貴 氏 (愛知大学文学部地理学専攻4年)	
9. 「田原市汐川における水辺環境について」	33
小 野 村 拓 也 氏 (愛知大学文学部地理学専攻4年)	
10. 「リース会計の変遷に関する研究」	34
村 田 泰 英 氏 (豊橋創造大学大学院経営情報研究科2年)	
11. 「犯罪発生件数の地域別統計分析」	35
兼 子 享 之 氏 (豊橋創造大学情報ビジネス学部キャリアデザイン学科4年)	
12. 「小児の立位姿勢における足趾機能の定量評価に関する研究」	36
白 井 楓 氏 (豊橋創造大学リハビリテーション学部理学療法学科3年)	

◆講評

豊橋技術科学大学建設工学系

教授 大貝彰先生

愛知大学文学部

教授 藤田佳久先生

豊橋創造大学情報ビジネス学部

教授 片岡真吾先生

第16回 地域関連研究発表会

主催 社団法人東三河地域研センター



◆地域関連研究発表会で発表された方々

前列：左から藤田先生、間藤さん、金野さん、渡邊さん、大橋さん、前原さん、白井さん

後列：左から大貝先生、西部さん、堀井さん、小野村さん、村田さん、兼子さん、白井さん、片岡先生

「自治体支援による中山間地域集落への

移住可能性の検討

～三遠南信地域をケーススタディとして～」

豊橋技術科学大学 建設工学系 修士2年

間藤辰則氏

多くの中山間地域では、若年人口が都市部に流出し、人口減少と少子高齢化が一貫して進んでいる。今後、高齢化がさらに進行することは確実であり、存続が難しい地域も生じてくると考えられる。しかし、地域の持続的発展という観点から見れば、都市部だけでなく、中山間地域にも若年層が居住し、世代の更新を図っていくことが必要である。そのためには、これまで殆どなかった都市部から中山間地域への移住を促進する仕組みを政策的に構築していく必要があると考えられる。本研究は、今後の中山間地域への移住促進施策を検討するために、都市部在住の住民を対象としたアンケート調査を実施し、自治体支援による移住の可能性を検討するとともに、移住希望者の居住地選択条件からみた中山間地域別の移住者数の推計を行うことを目的としている。本研究では、愛知県豊橋市と静岡県浜松市を対象にアンケート調査を実施し、主たる移住者としてなりえる若年単身者やファミリー世帯層の意向を把握した。その結果を基に分析を行い、移住者数を推計した。中山間地域への移住意向について尋ねてみたのだが、「将来中山間地域で暮らしたい」との回答は豊橋市 1.3%、浜松市 1.6%に留まっており、中山間地域への強い移住希望を持っている人は少ない。しかし、「条件さえ整えば中山間地域で暮らしたい」との回答が豊橋市 25.2%、浜松市 21.7%いることから、潜在的には中山間地域で暮らしたいという希望を持っている者も少なくない。性別でみると、男性の回答率が女性より少ないのだが、男性の方は中山間地域への移住に対して、積極的な考えを持っていました。年齢別に見ると、より若い世代ほど移住希望が多く、家族構成別に見ると、「単身」世帯(37.7%)、夫婦世帯(36.6%)で移住に対して積極的な考えを持っている人が相対的に多かった。

今後、中山間地域の持続的発展を図るために、都市部からの移住が必要であり、行政支援によって政策的に移住促進を図る必要がある。そこで、本研究では、自治体支援を「情報・交流支援」「就業支援」「経済支援」の3つに分け、それぞれに対する都市住民の意識を分析した。その結果、土地や住宅取得補助といった経済支援に加えて、「お試し居住等の長期(数ヶ月)滞在支援」や「地元企業とのマッチング支援」「農業等の職業研修」等の具体的な支援を求めていた。都市との住み替えとは異なり、中山間地域集落への移住の場合、利便性も低いうえに、加えて地域のお付き合いが必要となる。そのため、長期滞在を可能とする滞在支援を求める声が多くなったと考えられる。加えて、就業環境が大きく異なるため、実際に、働く環境を実現できるような支援を行わないと移住は難しいものと考える。

同じ中山間地域でも地域によって生活環境や都市部からの距離等の条件は大きく異なっており、移住希望者は、これらの

評価を行い、移住先を選択するものと考えられる。そこで、移住先として三遠南信地域を設定し、「小学校」「診療所・医院」「スーパー・食料品店」までの時間距離と「都市部」からの時間距離を条件にメッシュごとの移住ポテンシャルを推計し、それを基に市町村単位で集計した。平成17年の国勢調査の結果より、ほとんどの市町村で人口減少が起きており、都市に近い地域は減少率が抑えられているものの、遠い地域では人口減少が顕著に表れている。本推計において発生した移住者数が発生すれば、東三河地域、遠州地域、南信州地域の人口減少を抑制することができる。また、市町村別の人口動向を見ると、龍山村、豊根村、作手村等で人口が増加に転じた。これらの地域では、生活基礎サービス施設がある程度まとまって立地していることから、都市部から離れていても地域がまとまっているれば、移住の可能性を有すると考えられる。本研究において、都市部の潜在的移住者の確認をすることができた。今後、受け入れ側の自治体やNPO、地域住民が移住・定住施策の整備に積極的に取り組むことで、移住の可能性が拡がっていくものと考える。

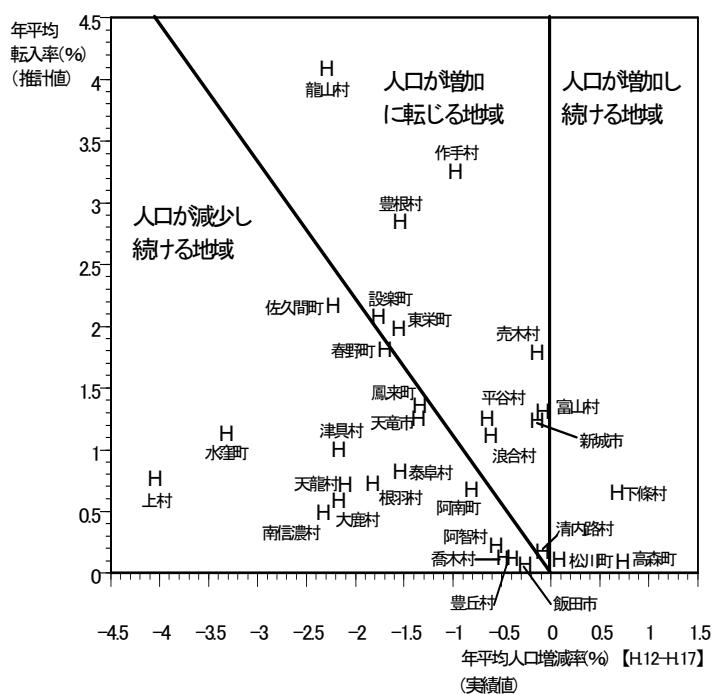


図 市町村別の人団動向

「SD を用いた中山間地域移住促進政策
シミュレーションツールの開発」
豊橋技術科学大学 建設工学系 修士 2 年
金野隆氏

中山間地域では人口減少による地域活力の低下に伴い、地域の維持存続自体が困難な状況にある。今後、中山間地域の衰退は一層加速が予測されることから、中山間地域に対して若年人口の流入を推進し、世代の更新を図る必要があり、中山間地域に対する人口移住・定住政策が緊急に求められている。そこで、本研究では地域社会の人口・産業・行財政のセクターを取り入れたシステムダイナミクスモデルを構築し、人口定住・移住政策が都市部と中山間地域間の人口配置および産業配置にどのような影響を与えるかを検証することを目的とするシミュレーションモデルの開発を行った。

対象地域は、三遠南信地域を選定し地域の特性ごとに①都市ゾーン (UZ)、②新規ゾーン (NDZ)、③中山間地域ゾーン (RMZ)、④三遠南信地域外 (BSEN) の 4 つの地域区分を設定し、各ゾーン間で起こる人口移動数の変化を評価基準として、移住促進政策に対する知見を得ることとした。

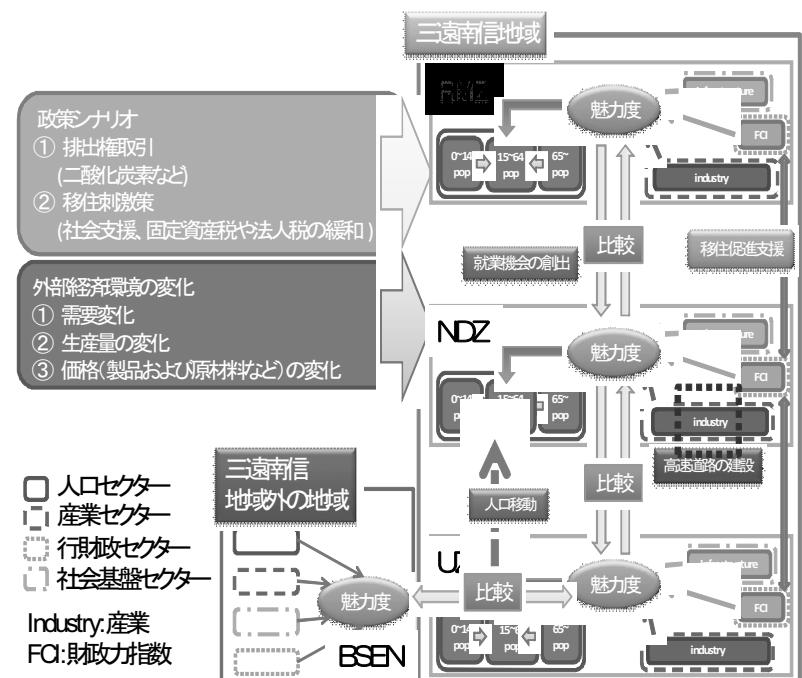
既往研究より何が人口移動要因となってきたかを調べ、これらを基に本モデルにおける人口移動要因を①就業格差、②就業機会、③財政力指数に伴う社会基盤の整備度の 3 つを設定した。また、ゾーンに対応した人口や転出入データの整備・加工を行い、対象地域における人口移動の現状を分析・考察したところ、三遠南信地域では中山間地域ゾーン (RMZ) から都市部ゾーン (UZ) や三遠南信地域外 (BSEN)への人口流出が顕著にみられた。

次に、人口-産業-行財政システムの各セクターについて説明する。人口セクターでは、人口を 3 つの年齢区分を設定し、出生・死亡による変化、転出入による変化、加齢による変化を出生率や死亡率、転出入率などの補助変数をテーブル関数として設定し再現できる構造を考えた。また、産業セクターでは、総生産、資本ストック、賃金などをレベル変数と設定し、経済環境の変化をモデルの各変数に影響を与える構造とした。行財政セクターでは、人口セクターと産業セクターの各変数により算出される住民税と法人税を標準税率とし、これが地域の基準財政需要と比較することで地域の財政力指数を示せるようにした。

1995年を基準年として、1995-2005年のシミュレーションを行い、これらのシミュレーション結果と統計値の加工データを比較して再現性の確認を行った結果、誤差5%以内であることが確認できた。モデルの有効性を立証した上で、これらのモデルに対して、人口移住のための政策シナリオとして、①住環境支援、②子育て支援、③就業支援、④排出権取引の4つを設定し、政策シナリオを導入した移住効果を検討した。4 つの異なる政策シナリオのシミュレーション結果により、中山間地域の人口変化への影響として差があることがわかった。人口増加が大きかったシナリオは、住環境支援シナリオであった。また、排出

権取引シナリオは他のシナリオと比較すると人口増加率が最も大きく大きなポテンシャルを持っていると考えられる。子育て支援シナリオでは、人口増加のピークが長く維持される結果となり、定住の方向性があると考えられる。

本論文は、SD モデルの理論を用いて、三遠南信地域の人口-産業-行財政システムを構築した。人口移動要因の移動率のキャリブレーションをした結果、所得に対する支援が人口移動要因の移動率に大きく影響し、次いで財政力指数、就業機会の順となった。そのため、人口移住政策シナリオでは、所得支援である住環境支援シナリオが最も人口増加に影響を与えたと考える。しかし、本モデルは、以上の 3 つのみを人口移動要因として設定したため、全ての人口移動を表現できているとは言えない。今後は SD モデルのシナリオ効果の妥当性の検証が必要である。



「中山間地域の活性化を目指した交流拠点の設計
およびその活用方法に関する研究」－
愛知県豊根村における里づくりを事例として－」
豊橋技術科学大学 建設工学系 修士2年
渡邊健志氏

1. 背景と目的

本研究の目的は、疲弊する中山間地域における実践的プロジェクトを通じて、地域の活性化について考察することである。過疎化・少子高齢化に困窮する愛知県豊根村では、平成20年度より地域の活性化事業を実施している。平成21年度は、事業の一環として都市農村交流の促進を目指した交流拠点計画が実施された。学生が交流小屋の設計を行い、有志の協力者とともにセルフビルトする計画である（図1）。本研究では、小屋の製作過程において集落と密接につながることで得られた情報を基に、交流拠点の活用方法および、活性化事業で大学が果たすべき役割について考察する。

2. 設計概要

■対象敷地：愛知県北設楽郡豊根村坂宇場猪古里（さかうばいのしごり）

■建物用途：交流施設

■設計コンセプト：

交流拠点の設計に当たって、訪問者が「集落らしさ」を感じとれる場所を目指した。

「集落らしさ」として、a) 土地の地形的特性、b) 集落に息衝く文化的要素を考慮した。

a) 土地の地形的特性

山に囲まれ水源の多い集落の特徴的な風景を切り取ることのできる敷地を選定した。また、その場で育った木の幹や根によって建物を支え、切株の配置に沿ってデッキテラスを形取ることで、集落の自然を建物の部分にまで組んでいる。

b) 集落に息衝く文化的要素

文化的要素として、自然の力をを利用して生活を充実させたり、身近にあるものを利用して目的に即したものを作り出す百姓の技術、あるいはその技術を用いてつくられた集落の民家、納屋をデザインに反映した。

山水を生活用水として利用する暮らしを再現するために、上流の小川から水を引き込んだ他、周囲で集めた木の枝で階段の手摺や、囲炉裏の自在鉤を吊るす梁を作製した。

外壁の仕上げには、集落でよく見かける赤錆色のトタン屋根や黒色の押縁下見板を参考した。

さらに、集落住民や出身者が作業に参加することで、木材加工をチェーンソーで行なうなど、独自の技術を製作過程にも盛込むことができた。

3. 交流拠点の評価と課題

外部の都市住民と実際に使用した際には、「囲炉裏しかないが、なんともいえない居心地のよさを感じた。もう一度、遊びに来たい。」と良好な意見をいただくことができた。

しかし、実際の使用回数は極めて少なく、客観的な評価は不十分といえる。また、夜間や冬季でも利用可能な小屋とするためには、電気の供給や熱源を確保する必要があり、に示すように、マイクロ水力発電や簡易な風呂をつくる等の改良を加える予定である。

4. 交流拠点の活用計画

今後は、集落を支える外部の支援者を確保し、コミュニティ維持に繋げていくために交流拠点を活用していく必要がある。そこで注目すべきは、最も集落住民に近い都市住民である集落出身者である。交流拠点づくりに意欲的に取組まれていた協力者を中心に、出身者同士の交流を促進させ、集落を外部から支援する体制を整えていくことが重要である。

5. まとめ

本プロジェクトを通して得られた経験から、里づくり事業における大学の役割についてまとめる。

a) 集落と外部を結ぶコーディネーター

学生が集落関係者と親睦を深め密接につながることで、集落の実情や住民の本音を細かく把握し、中立的な立場で、住民の声を行政や外部に対して代弁し、外部の意見を住民に対して説明する役割。

b) 集落の魅力を語る広告塔

活動の記録を紙面やWEB、学生としての発表の場で発信することで、集落の魅力をPRする役割。

c) 活動の継続

研究室という組織で里づくりに継続的に取組むことで、実績とノウハウを蓄積し、住民の里づくりに対するやる気や誇りを高める役割。

またこの先、外部との意見交換や活用計画の実践によって、交流拠点の機能や活性化への効果を検証し、改善策を模索していく必要がある。



図1 プロジェクトの流れ

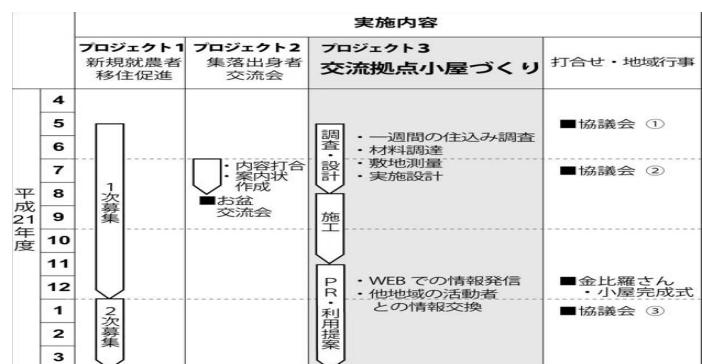


図2 交流拠点

「東三河広域地震防災体制に関する
基礎的検討」
豊橋技術科学大学 建設工学系 修士2年
大橋俊夫氏

近年の甚大な地震被害が発生や将来予測される大規模地震への関心により、地震防災対策が重要となっている。我が国では、大規模災害から国民の生命、身体および財産を守ることを目的として「災害対策基本法」を定め、防災に関する総合的かつ長期的な計画や地域防災計画作成基準を示している。また、地方自治体は、「地域防災計画」を作成し、地震に対して予防計画、応急計画、復旧計画を定めている。しかし、防災体制や防災計画の作成では地方自治体が独自に行う場合が多く、東海地震や東南海地震、そして、これらの地震が連動して生じた場合、東三河地域では大規模な被害が予想され、市独自の災害応急対策では住民の生命や生活などを守ることが困難になることが予測される。このことから、地域間で防災体制の連携を深め、応援が必要な地域に積極的に応援人員や物資の提供を行うことが、住民を生命、生活を守る上で重要なと考えられる。そこで、本研究では、東三河地域に大規模な被害を及ぼすとされている想定東海地震・想定東南海地震連動を対象として、建物、緊急輸送道路、上水道管路の被害予測を行い、避難施設や備蓄食料の充足数や緊急輸送道路および上水道管路の復旧時間を算定することで、東三河地域において共同が必要な事項とその方策について検討した。得られた結果を以下に示す。

1. 被害予測

1) 建物被害では、震度が大きい豊橋市および田原市で比較的大きな被害が生じ、東三河地域全体の被害は連動地震によって愛知県で生じるとされる建物被害の約 20%であった。2) 道路被害では、震度 6 強以上の地域において、昭和 39 年以前の道路橋示方書を準拠して設計された橋梁および液状化危険度が極めて高い地盤の道路盛土で大被害が生じる恐れがある。3) 上水道管路被害では、建物被害と同様に、震度が大きい豊橋市および田原市で比較的大きな被害が生じ、特に液状化危険度が極めて高い地域で被害が増加する傾向がある。

2. 避難計画の検討

東三河地域内の避難所の充足数の検討では、豊橋市および田原市のほぼすべての小学校区で避難所が不足したが、豊橋市と田原市において、それぞれ 95%、60% の断水による避難所生活者が自宅で生活した場合は、建物の倒壊や焼失などの避難所での生活を余儀なくされたすべての被災者を収容することが可能となった。備蓄食料の充足数の検討では、豊橋市と蒲郡市のはばすべての小学校区で備蓄食料が不足したが、豊橋市と蒲郡市において家庭での食糧備蓄の割合を増加させることで各市の備蓄食料のみでの対応が可能となった。また、避難所および備

蓄食料の余剰のある市町が支援を行うことで、不足が緩和され、避難所での混乱を防ぐことが可能であると考えられた。

3. 復旧計画の検討

緊急輸送道路の復旧時間の検討では、東三河地域内のすべての緊急輸送道路の区間で、各自治体が緊急輸送道路の一部供用を行う目標として定めている地震発生から 3 日以内で復旧が完了すると予測された。また、上水道管路の復旧時間の検討では、建物倒壊による道路閉塞を考慮して復旧時間を算定した結果、豊橋市、豊川市、田原市で多くの復旧時間を要すると予測された。

東三河地域が共同して復旧活動を行うことで、緊急輸送道路の復旧では、被害の大きい豊橋市および田原市において復旧に要する時間が短縮され、住民への救援活動などですばやい対応が可能になると考えられた。また、上水道管路の復旧では、豊橋市、田原市、豊川市において復旧に要する時間が短縮され、住民の生活機能も早期に回復すると考えられた。〔謝辞〕 本研究において使用したデータは東三河の各市町の自治体、愛知県建設事務所、国土交通省 中部地方整備局、そして、中日本高速道路株式会社により提供していただいた。ここに記して謝意を表す。

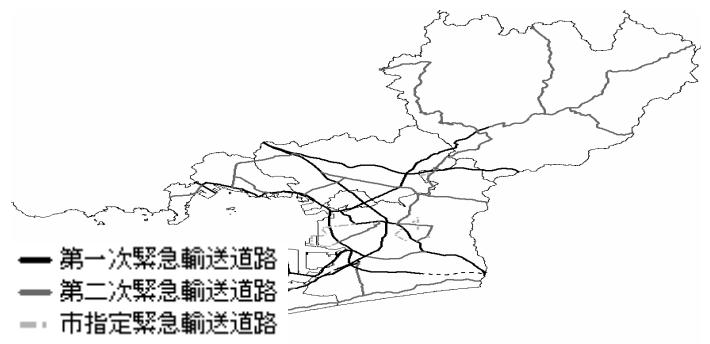


図 1 東三河地域内の緊急輸送道路

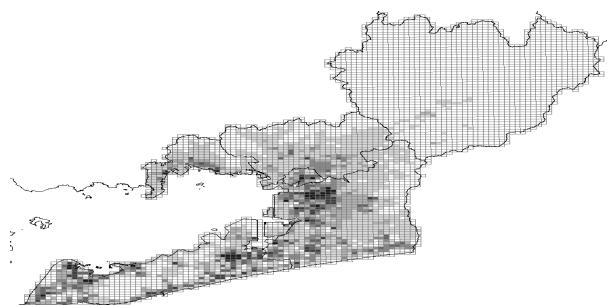


図 2 連動地震による東三河地域の上水道管路被害件数

「市街化調整区域の建築許可に関する一考察
～田原市を事例とした地域社会の変貌と権利制限
のあり方について～」
愛知大学院
文学研究科地域社会システム専攻
修士2年 前原克彦氏

昭和43年の都市計画法（以下「法」）改正により、都心周辺部のインフラ整備が十分でない区域への人口集中を抑制するため、いわゆるスプロール化防止を目的とする、市街化区域と市街化調整区域の区分制度が導入され、施行から40年が経とうとしている。

この40年の間に、開発許可や建築許可等の制度について様々な見直しが行われてきたが、これらはもっぱら人口集中地区周辺の課題への対応であって、中山間地並みの過疎化傾向が問題となる地域への対応に即したものとは言い難い。また、自治の現場では、昭和そして平成の大合併の中、地域運営主体となるべき市町村の姿が大きく変わろうとしている。

その中で、地方自治法等に基づく「地域自治区」が制定され市町村での地域内分権の試みがいくつかの自治体で実践されている。本研究は土地の権利制限の中で、特に都市計画法の市街化調整区域における建築許可等に着目し、田原市を事例として、線引きが施行されてから今日に至るまでの市街化調整区域における土地利用状況の変化、地域自治や地域・土地運営の有り様等をもとに、今後の市街化調整区域の建築許可のあり方について考察していくことを目的とする。

田原市の市域には、明治初年時の村いわゆる自然村的なものを発生点と考えられる集落が59あり、このうち46集落が市街化調整区域である。これら集落の集落環境の変化はさまざまで、地理的、歴史的な要因や、開発行為などの人為的な環境により、土地利用に関する法規制により一律に形成されるものではない。建築許可等による開発状況を集落のまとまりを基軸とした発展形成の特徴により類別すると大きく6つに分類された。特に現行の法規制では、立地規制はあっても立地計画ではなく、計画的な集落形成は困難であるが、これらを地理上の変化として考察すると、集落のつながりを保つような、ある種のまとまりをもった集落形成がみられる。特に専用住宅の集積は顕著で、自然村的な集落の発展として、村の暗黙のルールやある種の共通認識により、集落性が形成されたとみられる地域も観察できる。これらのまとまりのある集落環境の維持は、法規制の現場での、法令運用では、集落の実態把握も限界があり、強制的に維持することは困難である。

建物の立地に関する地域へのヒアリングでは、「地域の人には地域の共通の認識として、「集落に迷惑をかけない」という

暗黙の了承が漠然と感じる」との聞き取りや、ルールとして明文化し、集落環境の維持が図られている地区も確認された。明文化の事例として野田地区を取り上げると、ここでは地域の發意による土地利用に関する取り決めが「野田校区農地土地利用申し合わせ事項」として、明文化及び計画図の作成が行われた。

この事例を参考に地域自治による制度設計を可能とした地域要素を検討すると、歴史性：小さな自治会を束ねるかたちで村運営の大きな自治会があり、昭和の大合併以前の村の状態を引き継ぐ形で地域自治としての大きな自治会が維持された。領域性：明治の大合併時で周辺化された小村も、小学校区、中学校区が同一であることから、中核的な村との関係が散逸しなかった。生活性：農業の産業転換及び構造転換にともなう集落環境の変化が、地域住民の生活に密着した農業に影響を与えるもので、権利制限の内容が、個人の利害以上に全体としての利害を検討するものであった。討議性：権利制限を定めるにあたり、地域自治、利害関係者を含めた討議がおこなわれ決定された。中心的な役割の存在：明治の合併前からのまとまりのある村があり、そこの代表が地域の中心となって自治を促すことが可能であった。これらの5つが地域自治によるルールづくりを導き出す地域要素と考えられる。

今後建築許可等のあり方として、都市計画でも地域の詳細を考察する必要性があるものは、地域特性に応じた取組みが必要で、地域ルールを導き出す上でも歴史性：分家住宅などの継続性や生活の持続性の判断など領域性：大規模既存集落などの領域性の判断など生活性：法34条第1号など生活利便施設の立地への判断など討議性：地域からの意見書の提出の制度の創出など中心的な役割の存在：校区制度の活用などとして、これらを許可の各種メニューの要件の中に地域主体の位置づけと併せて織り込んでいくことが考えられる。また、愛知県では制定されていないが、市街化区域の近接する市街化調整区域では法第34条第11号、その他の区域では法第34条第12号の活用により、上記要素に鑑みた制度構築も可能であろう。

なお、当然のことながら、これら制度設計においては、様々な主体との討議の上で導きだしていくことが必要である。

「島根県邑南町における
グリーン・ツーリズムの展開とその評価」
愛知大学文学部地理学専攻4年
白井麻実子氏

1. 目的・調査方法

日本の農山漁村地域は共通して、人口の減少、農林漁業従事者の高齢化・後継者不足、地域の過疎化・高齢化などの諸問題に直面している。一方、都市住民の中には、日常生活で失いがちな「ゆとり」と「安らぎ」を求める動きと、都市を「故郷」とする都市住民が自分たちの「田舎」を探す動きが強まっている。このような状況を背景に、農山漁村地域はグリーン・ツーリズム（以下G・Tと表す）を地域活性化の有効な手段とし、この活動の取り組みが盛んになってきている。本研究では、G・Tの推進活動が盛んな島根県のうち、G・Tを積極的に取り組んでいる島根県邑智郡邑南町の『邑南町田舎ツーリズム』に焦点を当てた。この活動がどのように地域に関わり、どのような課題を抱えているかを明らかにし、課題に対して提案することを目的とする。調査方法として、現地でのアンケート調査と聞き取り調査を中心に分析し、検討する。

2. 展開

『邑南町田舎ツーリズム』は、平成18年1月29日に始動した。48名で始まった『邑南町田舎ツーリズム』は、現在では100名を超える大きな組織へと成長し、今後もさらなる発展が期待出来る。

また、年間を通して様々なイベントが開催され、春と秋に開催される「芋ねえちゃんまつり」は、交流人口が100名を超える大きなイベントとなっている。参加者のイベントに対する満足度は高く、地元食材を使用した田舎料理への評価が高い。そして、参加者の多くはリピーターであり、アンケート回答者全員が、来年度も参加したいと答えている。『邑南町田舎ツーリズム』を代表するイベントであり、『邑南町田舎ツーリズム』と共に成長している。

邑南町は「子ども農村漁村交流プロジェクト」の受け入れ地域であり、昨年7月に広島市立伴南小学校の5年制86名、教職員ら7名の計93名の受け入れをした。この受け入れは両者にとって心に残る思い出となり、児童には感動を実践者には自信を与えた。

3. 結論

各調査から『邑南町田舎ツーリズム』は地域に大きく2つの影響を与えている。第一は実践者への生きがいにつながっていること、第二に実践者、地域に経済効果をもたらしていることである。『邑南町田舎ツーリズム』を通して様々な人との出会い・交流が生まれ、実践者への生きがいにつながっており、また参加費等は実践者へ地域での買い物は地域への経済効果をもたらしていると考えられる。

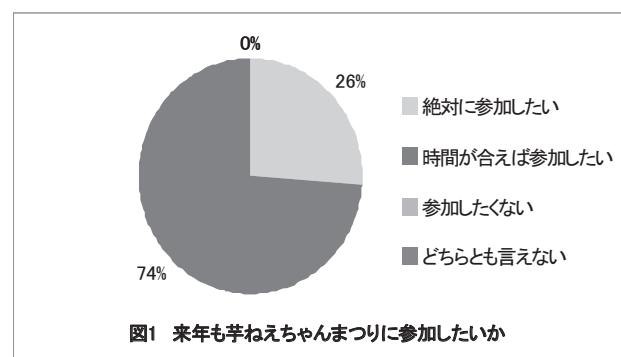
課題として、PR不足、広島市を除いた都市圏との交流人口の少なさ、新規交流人口の少なさの3点が挙げられる。これらの課題に対して、インターネットの充実した活用、都市圏でのアンテナショップの運営を提案する。アンテナショップの運営は、情報提供の場であり、PR方法として効果的であるが、アンテナショップの運営はコスト面に大きな負担がかかり、採算が合う集客率が無ければ運営を継続することは困難である。現段階において、コスト面を含めてアンテナショップの運営は難しいが、イベント参加者の貴重な意見でもあるため、PR方法の手段の1つとして考えられる。また、インターネットの充実した活用として、邑南町関連のHPにヒットし易いように工夫することを提案する。『邑南町田舎ツーリズム』は、G・Tと同様の活動であり、名称が異なるだけである。特徴的な名称は、記憶に残り易い反面、特定少数の人にしか認知してもらえないという欠点がある。G・Tと同様の活動であることから、邑南町HPやブログのトップに、G・Tや田舎暮らし、田舎体験など誰もが思い浮かぶような言葉をもってくることを提案する。G・Tや田舎暮らしに関心がある人が、邑南町を知るキッカケが増加すると考えられる。PR方法を工夫することは、『邑南町田舎ツーリズム』が目標に近づくことに直結していると言えるだろう。

表1 交流人口の推移

年度	イベント名	交流人口	(うち宿泊者数)
H17	春の芋ねえちゃんまつり	105人	不明
	秋の芋ねえちゃんまつり	132人	不明
H18	春の芋ねえちゃんまつり	175人	
	秋の芋ねえちゃんまつり	189人	10人
H19	山菜まつり	99人	13人
	次の日まつり		2人
H20	春の芋ねえちゃんまつり	133人	14人
	三江線と羽須美のトレッキング	33人	24人
H21	秋の芋ねえちゃんまつり	156人	11人
	ひなまつり	68人	25人
H20	春山トレッキングと山菜まつり	62人	8人
	春の芋ねえちゃんまつり	106人	16人
H21	福刈り体験とブルーベリー収穫	30人	8人
	神楽体験ツアーア	33人	11人
H21	秋の芋ねえちゃんまつり	111人	16人
	ひなまつり	27人	6人
H21	春山トレッキングと山菜まつり	96人	3人
	春の芋ねえちゃんまつり	106人	3人
H21	福刈り体験ツアーア	20人	不明
	秋の芋ねえちゃんまつり	123人	不明

邑南町役場 提供資料より作成 平成21年11月

オーナー63人
オーナー75人



「名古屋市における禁煙地区の設定と、
それに対する地区来訪者の認識」
愛知大学文学部地理学専攻4年
西部慎平氏

1. はじめに

名古屋市では2004年11月1日に「安心・安全で快適なまちづくりなごや条例」が施行され、2005年3月に名古屋駅周辺地区、金山地区、栄地区、藤が丘地区の4地区が禁煙地区に設定された。名古屋市の場合は、2005年3月25日から開催された愛知万博に合わせて実施された側面も持つ(藤が丘は万博会場への乗換駅)。地区は主に駅周辺の大通りを基本として設定されており、違反者に対しては2,000円の過料が科せられる。

2. 目的と方法

名古屋市の路上禁煙地区について、その設定までの経緯や議論、現在の路上禁煙地区的実態と、禁煙地区に対する地区来訪者の認識を踏まえ、市内者と市外者、喫煙者と非喫煙者での認識の違いや、吸殻分布の違いがどのような地域の特徴を示すのかを考察する。名古屋市の禁煙地区的調査にあたり、名古屋市が設置している4ヶ所の禁煙地区にて実地調査を行い、禁煙地区内にある吸殻を数えた。さらには禁煙地区内を行き交う人々に対し、禁煙地区的認識に関するアンケートを行った。

3. 研究成果

(a) アンケート調査

アンケート調査からは市内者・市外者の認識の違い、喫煙者・非喫煙者の認識の違いが浮き彫りとなった。市内者であっても禁煙地区そのものを知らない人もおり、市外者だと知らない人がさらに増えている。その一方で、喫煙者であっても禁煙地区を知らない人も多く存在する。また、市外者の藤が丘の認識の低さも明確に示された。

アンケートの結果では、禁煙地区が十分に人々に浸透しているとは言い難い。市としては喫煙者や市内者はもちろん、非喫煙者、市外者、県外者に対してもより徹底した周知活動・啓発活動を行うことが今後の重要な課題である。そのためにも県内・県外の他自治体との連携も深めていく必要もある。

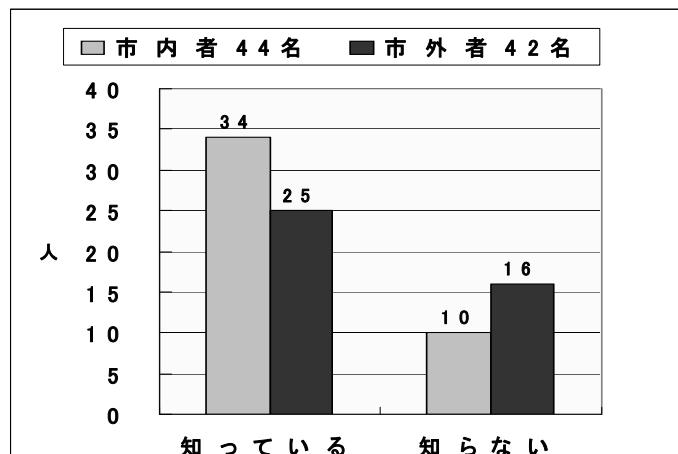
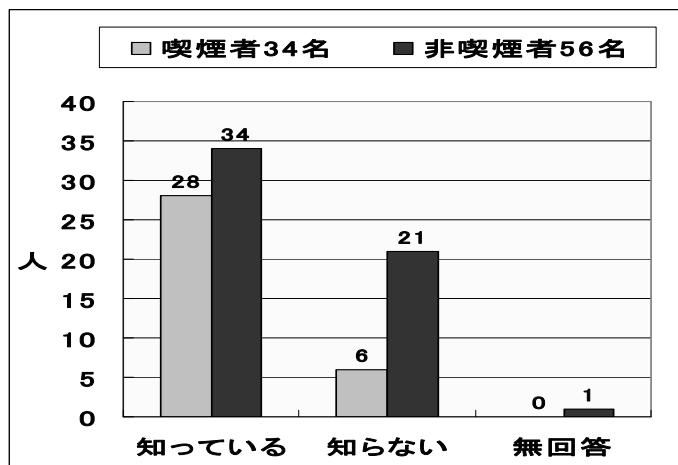
(b) 吸殻分布調査

4地区それぞれのポイ捨て吸殻数の分布からは、吸殻の多い場所と少ない場所の特徴が見られた。吸殻の多い場所は居酒屋やバーなどが集まる飲食店街が近接している。これらの店舗は昼間より夜間に客が増える。夜中であれば、指導員の巡回もなく、特に飲酒をしている人にとって禁煙地区を意識することはほとんどないだろう。また、居酒屋などが多くある飲食店街の来訪者は、子どもや老年層は少なく、働き盛りで喫煙の割合も高い成年層や中年層が多いと考えられる。逆に、吸殻数の少ない百貨店やオフィス街に近接している場所では、昼間は多くの人が賑わうが、深夜まで営業することはなく、夜中は人が

少なくなる。さらに百貨店を利用する人は子どもからお年寄りまで幅広い層であり、特に女性が多く来訪する。つまり、吸殻の多さは場所ごとの昼夜の流入人口や年齢層の違いが影響していると考えられる。

4. 課題

アンケート調査においては、禁煙地区に関する認識をより多面的に理解するためにも、市内者と市外者、喫煙者と非喫煙者の比較以外に男女別、年齢別での考察が必要であったが、時間的な制約もあり、アンケート協力者が十分ではないため本稿では比較対象としなかった。禁煙地区内のポイ捨て吸殻分布調査においても、調査日を増やし、禁煙地区内の調査のみでなく地区以外での調査も行えば、より顕著な特徴を掴める。たばこの問題は古くて新しい問題であり、人々にとっても身近な問題でもある。本稿は主に地理的な視点からの禁煙地区的考察を行ったが、今後、名古屋市以外の自治体における禁煙地区のより詳細で斬新な研究が、地理学分野はもちろん他分野からも双方向的に行われることを期待する。



「豊橋市における軍関係施設の立地と市街地の変容」
愛知大学文学部地理学専攻4年
堀井康貴氏

1. はじめに

現在、毎日のように新聞やテレビでは米軍基地の移転問題が騒がれているが、わずか64年前まで、米軍基地とは性格が異なるものの、日本の軍関係施設がこの豊橋にも数多く立地していた。そこで、これらの軍関係施設が豊橋にどのような影響をもたらしたかを明らかにしていこうと思う。文献調査や聞き取り調査、さらには現地調査をはじめ、さまざまな方法を用いて分析を行い、かつて、豊橋の軍関係施設はどのような場所に立地していたのか、そして、軍関係施設が設置されたことで市街地にどのような変化をもたらしたかを中心に見ていく。

2. 軍関係施設設置までの経緯

明治維新後、政府は近代的な軍隊の創設を目指し、朝鮮半島を中心とする隣接の諸問題に力でも対応できるように兵力増強方針を発表し、1886（明治19）年5月には豊橋に歩兵第十八聯隊がやって来た。その後、日露戦争後の4個師団を増設し、その1つを東海道筋に配置する計画が陸軍から発表され、誘致運動の結果、1908（明治41）年、第十五師団が豊橋に開設されることになり、歩兵第六十聯隊や騎兵第十九聯隊をはじめ、多くの軍隊がやって来た。

3. 軍関係施設設置による市街地の変容

軍関係施設が設置されたことで、豊橋の街は姿を変え始め、特に第十五師団が設置され富本町や小池町、南栄町の一帯は大きな変化を遂げた。当時、これらの地域は畑や水田、マツなどの針葉樹林が広がっており、わずかに集落が点在しているのみであった。しかし、師団が設置されたことで、師団から豊橋駅及び豊橋の中心街へと兵隊向けの店が軒を連ね、富本町から小池方面に向かっての旧道沿いには、兵隊相手のおみやげ屋、周施屋、料理屋、芸妓置屋、写真屋、銭湯などができる、また、郷里から兵隊たちに面会するために来る家族のために旅館もつくられ、この地は兵衛門前町として覚えることになった。

4. その後の軍関係施設と市街地

（1）その後の軍関係施設

戦争が終わり、軍関係施設はその役目を終えた。その後、これらの軍関係施設はさまざまなものに転用された（表1）。結果として、これらの軍関係施設の多くが教育関係施設に転用されていることがわかる。特に、第十五師団司令部が立地していた旧高師村には師団司令部跡と歩兵第六十聯隊跡には愛知大学、野砲兵第二十一聯隊跡に愛知県立時習館高校、騎兵第十九聯隊跡に豊橋市立福岡小学校、輪重兵第十五大隊跡には県立豊橋工業高校と豊橋聾学校、豊橋陸軍兵器支廠跡には市立南部中学校

や市立栄小学校が立地している。

（2）その後の市街地

軍隊の街として栄えた富本町・小池町・南栄町も教育の街への姿を変えたことで、その町並みも大きく変化した。戦前には兵隊向けのおみやげ店や料理店、旅館などのほとんどは姿を消した。そして、教育機関だけでなく、戦後、住宅団地となり、隣接する曙町には大日本紡績株式会社（現在のユニチカ）が誘致されたことにより、南栄町には多くの商店ができ、賑わいを見せたため、一時、豊橋の副都心といもいわれた。しかし、現在ではシャッターを閉める店が増加している。

5. まとめ

歩兵第十八聯隊や第十五師団をはじめとする多くの軍関係施設が設置されたことで、豊橋の街はその姿を大きく変えた。例えれば、それまでは農地や荒れ地であった場所にも軍関係施設が設置されたことは周辺集落の飛躍的な発展をもたらした。また、かつて、軍関係施設が立地していた場所には教育機関等の豊橋にとって重要な施設が置かれた。その他にもかつての軍関係施設の置かれた場所が住宅地になったことは、人口増加をもたらし、豊橋が発展する要因となった。したがって、現在の豊橋市があるのは多くの軍関係施設が設置され、それに伴い、軍都として発展したことが大きく影響しているのではないだろうか。

表1 主な軍関係施設の現在

部隊・施設名	現在
歩兵第十八聯隊	豊橋公園、豊橋市役所、豊橋市立豊城中学校等
第十五師団司令部・豊橋陸軍教導学校・豊橋陸軍予備士官学校	愛知大学
騎兵第十九聯隊一(払下げ)福岡尋常高等小学校	豊橋市立福岡小学校等
野砲兵第二十一聯隊・豊橋陸軍教導学校砲兵科・豊橋陸軍予備士官学校砲兵科	愛知県立時習館高校等
工兵第十五大隊	県立豊橋商業高校
輪重兵第十五大隊	県立豊橋工業高校、県立豊橋高等学校等
豊橋陸軍兵器支廠	市立南部中学校、市立栄小学校等
豊橋俘虜収容所高師原収容所・演習廠舎	高師緑地公園
騎兵第二十五聯隊・陸軍名古屋兵器器補給廠	市立中野小学校、ユタカ自動車等
騎兵第二十六聯隊・陸軍補充馬廠	豊橋南郵便局、県営王ヶ崎住宅等
高師原・天伯原演習地	住宅地、埋立処理場、畑、養鶏場等
豊橋陸軍教導学校(西口校舎)・豊橋第二予備士官学校	県立豊橋養護学校、市立岩西小学校等
大清水飛行場	県立豊橋南高校、住宅地、畑等
豊橋海軍航空基地	トピー工業(株)、デンソー等

「田原市汐川における水辺環境について」
愛知大学文学部地理学専攻4年
小野村拓也氏

1. はじめに

本稿では愛知県田原市を流れる汐川を対象にして、水質調査・河道環境踏査・住民アンケートから汐川の水辺を評価し、そこから問題点を探っていく。

2. 汐川の概況

汐川は河川流路延長が約9km、3,730haの流域面積をもつ2級河川である。上流より大日川、宝幢寺川、越水川、蓼川、青津川、宮川、七曲川、武助川、清谷川、庄司川の支流をもち、汐川干潟に流れる河川の中では一番大きい。

3. 調査方法

①水質調査：9地点で6項目を調査

②踏査：評価シート（18項目）を使って

感覚的評価

③アンケート：汐川のイメージを聞き取り（28人）

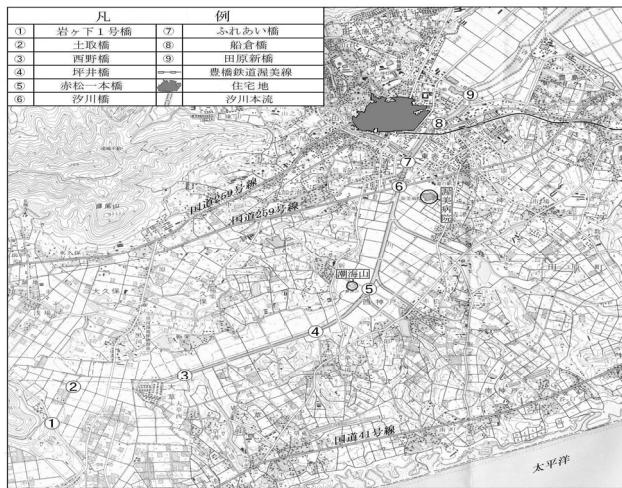


図. 調査地点

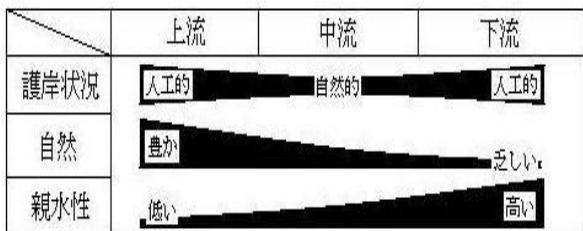


図. 踏査結果のまとめ

4. 水質

結果をまとめると、各項目の数値は適正内だがとても高く、非常に汚れた水といえる。特に紫外吸光度が高く、矢作川と比

較しても汐川の値が高いということが分かる。

電気伝導度（E C）：汐川橋、あるいはふれあい橋付近で数値が上昇する。→感潮区間のため。

水温：少し高めだが適正内。

水素イオン濃度（p H）：適正内。しかし、1回目の岩ヶ下1号橋の数値は上限値8.5に近い。

COD：全体的に数値が高い。特に西野橋 - 赤松一本橋にかけての数値が高い傾向あり。

溶存酸素量（D O）：流域によって差が大きい。特に坪井橋付近や下流域で低い。

BOD：近隣の河川と比較して低い評価。

5. まとめ

水辺評価の得点を、平均点の合計で順位付けた。

- 上位は河道環境で一定の評価をした中流域、下位は下流の調査地点が占める。
- 上流域の地点は水質・護岸状況に関する評価が低いが、周囲の自然や交通事情で高い評価されている。→水量の少なさと河川の広さが影響。
- 中流域の下流側と下流域では住宅地であることや交通量が多いこと、護岸が人工的であることが影響する。
- 住民アンケートと水質面での評価では、汚い場所に選んだ範囲がほぼ合う。

表. 水辺評価の得点順位

平均の総得点順位	評価点	平均2点未満の項目	流域
1位：坪井橋	40.0	なし	中
1位：赤松一本橋	40.0	1項目	中
3位：岩ヶ下1号	39.0	4項目	上
4位：土取橋	37.6	3項目	上
5位：ふれあい橋	35.6	5項目	下
6位：西野橋	35.0	3項目	上・中
7位：汐川橋	34.3	4項目	中・下
8位：船倉橋	33.0	4項目	下
9位：田原新橋	28.3	5項目	下

今回わかった課題点を以下に示す。

- 護岸形態や遊歩道、河川敷などの親水性に関する施設が断片的で、汐川沿いを広く利用するためには不十分。
- 土手の樹木が少なく、夏には雑草が繁茂する。
- 排水施設や方法などに問題はないが、汐川の排水は生物によくない。
- 紫外吸光度の数値が特に高い。→川に流れる有機物に対する対策が必要
- 汐川に詳しい・観察してきた市民の方もいる。市民の意見も活かせられる仕組みが必要

これらの問題点を挙げたが、田原市には環境美化に取り組むNPO団体もあり、校区や企業単位で清掃活動もしている。そういう活動をより活かしていくべき環境改善も更に進んでいく。

「リース会計の変遷に関する研究」
豊橋創造大学大学院経営情報研究科2年
村田泰英氏

I. はじめに

「リース会計基準」は、1993年（平成5年）6月に企業会計審議会から「リース取引に係る会計基準に関する意見書」が公表された。その後、2002年（平成14年）7月より企業会計基準委員会において審議が行われ、2007年（平成19年）3月30日付で、「リース取引に関する会計基準」と「リース取引に関する会計基準の適用指針」が公表され、例外的に認められていた所有権移転外ファイナンス・リース取引の貸借処理（オフバランス）が廃止され、売買処理（オンバランス）が義務付けられた。

II. リース取引の分類

以下は、会計上のリース取引の分類である。

リース取引

ファイナンス・リース取引	所有権移転ファイナンス・リース取引
	所有権移転外ファイナンス・リース取引
オペレーティング・リース取引	

III. 2008年（平成20年）4月1日以降の会計基準について

2007年（平成19年）3月30日付で「新リース会計基準」が公表され、平成20年4月1日以後に開始される事業年度から、所有権移転外ファイナンス・リース取引の貸借処理が廃止され、売買に準じた会計処理に一本化されることとなった。この結果、借手の貸借対照表には「リース資産」と「リース債務」の計上が必要となり、損益計算書は従来の「支払リース料」「貸借料」といった経費処理の勘定科目から「支払利息」と「減価償却費」という勘定科目名による計上へと変更がなされた。

IV. リース会計改正の企業への影響

リース取引について、多くの企業が貸借処理（オフバランス）を採用した理由としては、脚注開示方式によってオフバランス化を図り、財務比率悪化の回避や損益計算上、税務上においてメリットを享受することにあった。しかし、ファイナンス・リース取引の売買処理（オンバランス）が強制されたことにより、貸借対照表上に「リース資産」および「リース債務」という資産・負債が計上されるため、社債発行や株価維持のために重要とされる財務健全性や収益性を示す財務比率の相対的な悪化をもたらす結果につながった。

また、税務上の側面からは、リース料を全額損金として算入できたというメリットが享受できなくなった。

V. おわりに

国際的な「リース会計基準」の流れとしては、さらなる資本化（オンバランス）の強化を目指し、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区分をなくし、また長期・短期を問わず、すべてのリース取引において資産および負債計上を強制する方向へ向かっている。このアプローチはリース契約上の権利と義務を認識するアプローチで、リース契約の判定にあたり資産・負債概念との整合性から資本化を導くものである。これは、従来のリース会計の資本化と認識レベルで異質な考え方が採用されており、従来前提とされてきた考え方を問い合わせ必要性を生み出している。

また、「中小企業における会計の指針」においてリース契約についてオンバランス化が強制されてはいないが、今後は中小企業においてもオンバランス化の波は押し寄せてくるものと思われる。しかし、それは、課税関係だけでなく、財務比率の悪化をまねき、もともと資金調達力の弱い中小企業は、金融機関からの資金調達が厳しいものとなることも予想され、影響は小さくない。

リース会計基準の改正により、財務諸表の比較可能性は高まり、「隠れ債務」ともいわれるリース資産・負債が明らかになることによって、今後企業へどのような影響が表れてくるのかに注目していきたい。

「犯罪発生件数の地域別統計分析」
豊橋創造大学情報ビジネス学部
キャリアデザイン学科4年
兼子享之氏

1. はじめに

非行や犯罪は都市化の影響が強いとの報告がされている[1]。都市化による非行・犯罪への影響は様々に考えられるが、一般的には匿名性の高い環境に伴う人間関係の希薄化が影響するとされる。

本稿では、犯罪発生数と人口の関係について12道府県の各市区町村を標本として統計的分析を行う。また、愛知県においては凶悪犯、粗暴犯などの包括罪種に分類した分析を行う。その際、都市化に内包される犯罪発生要因として商業施設、娯楽施設、オフィス街など、一日単位の短期的な人口集中を促す施設・都市機能の存在を取り上げる。そして、昼夜間人口差を都市化の指標として分析・考察を行う。

2. 人口と昼夜間人口差の犯罪への影響分析

犯罪発生数を目的変数、人口と昼夜間人口差を説明変数として、各道府県別に重回帰分析を行う。各道府県について、2変量モデルがAICに基づいて選択される場合に「○」、選択されない場合に「×」を示す。さらに単回帰モデルにおける R^2 と、重回帰モデルにおける自由度修正済 R^2 を表1に示す。表1より、いずれの道府県についても人口のみを説明変数とした1変数モデルよりも、人口と昼夜間人口差を説明変数とした2変数モデルで分析を行った方が犯罪発生数をよく表現できている。

犯罪種別には、凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯などがあり、これらは包括罪種と呼ばれている。ここでは愛知県の犯罪発生数を罪種で細分化して同様の分析を行う。包括罪種の発生数を目的変数 人口と昼夜間人口差を説明変数として包括罪種別に重回帰分析を行う。結果として、単回帰・重回帰分析の R^2 と、AICの評価を表2に示す。表2に示すように、昼夜間人口差を説明変数に加えて人口と昼夜間人口差の2変量で分析を行った場合、すべての包括罪種において説明力が向上している。

3. 考察

転入出人口を人口流動として非行・犯罪発生に及ぼす影響を分析した研究によると[1][2]、人口流動の多い地域では、人間関係の希薄性が、場当たり的な非行・犯罪につながるという報告がある。また、犯罪心理学の先行研究では、都市化や社会経済的指標などの地域特性と非行・犯罪の様態に関連性があると報告されている[3]。これらの報告と、本稿の結果を照らし合わせて考えると、本稿で提案した昼夜間人口差の大小は、都市機能の指標をあらわす特徴であり、商店街、娯楽外、オフィス街といった人口集中を促す施設の遍在の程度を示している。

こうした地域特性によって人間関係の希薄性が増し、結果として犯罪発生を助長させると考察できる。

4. おわりに

12道府県の市区町村別犯罪発生数について人口と昼夜間人口差を犯罪発生の要因と考えて、単回帰・重回帰分析を行い、それぞれが犯罪発生数に影響を与えていることを確認した。愛知県に焦点を当てた分析では、包括罪種別でも同様の結果を得た。先行研究結果との比較・考察より、短期的な人口流動によって人間関係の希薄性が増し、結果として犯罪を助長させると考察した。考察より、犯罪発生数を説明する上で都市機能が重要な指標であると考えられるため、人口集中を促す施設の遍在など地理的に見た要因の分析も行う必要がある。

参考文献

- [1]堅田健、末永清、川邊謙：「犯罪心理学研究」、32、166頁～167頁(1994)
- [2]堅田健、迫脇健二、川邊謙：「犯罪心理学研究」、33、94頁～95頁(1995)
- [3]西田太郎、辰野文理：「犯罪心理学研究」、29、144頁～145頁(1991)

表1. 単回帰・重回帰モデルに対する決定係数、AICによる評価、

	単回帰 モデルの R^2	重回帰 モデルの 自由度 修正済 R^2	AICによる 評価	影響度	
				人口	昼夜間人口差
北海道	0.914	0.963	○	5,451	3,193
愛知県	0.818	0.933	○	6,605	5,018
大阪府	0.717	0.951	○	22,243	13,142
広島県	0.802	0.961	○	5,863	3,730
福岡県	0.884	0.978	○	6,900	4,535
岐阜県	0.954	0.958	○	3,485	603
滋賀県	0.961	0.966	○	4,805	581
山口県	0.987	0.987	○	3,803	143

表2. 各包括罪種別の単回帰・重回帰モデルに対する決定係数、

	単回帰 モデルの R^2	重回帰 モデルの 自由度 修正済 R^2	AICによる 評価	影響度	
				人口	昼夜間人口差
凶悪犯	0.467	0.693	○	47	61
粗暴犯	0.587	0.880	○	246	319
窃盗犯	0.824	0.933	○	8,598	5,922
知能犯	0.496	0.880	○	285	452
風俗犯	0.682	0.794	○	34	27

「小児の立位姿勢における
足趾機能の定量評価に関する研究」
豊橋創造大学リハビリテーション学部
理学療法学科3年
白井楓氏

1.はじめに

人体が安定した姿勢保持や円滑な歩行動作を行うためには足趾の役割が重要とされている。ところが、近年、足趾が床に接しない浮き趾という現象が小児に増えてきており、その頻度は1980年に比べ2000年は約10倍に増加していることが報告されている。その原因には運動経験不足や靴による生活が長いこと等が挙げられているが、未だ明確になっていない。浮き趾の評価は、足底接触面の形態異常を把握するためのフットプリント法が広く用いられているが、足部機能は足底が床面に加える力によって発揮されていることから、その評価は足底と床表面の接触面上に加わる力を測定・解析することが有効と思われる。また、小児期は加齢に伴い成長・発達が著しいことから、足部および足趾機能の加齢変化を評価することも必要となる。従って、本研究は小児の静止立位時における足圧分布測定を行い、足圧中心位置および足趾荷重等の加齢変化を解析し、力学的視点から子供の足部機能発達の定量評価に役立つ基礎資料を得る目的で検討を行ったので報告する。

2.対象および方法

本研究の対象者は、山間部の保育園に通う2.0～5.6歳児23名(4.1 ± 1.1 歳)である。本研究に参加した被験児が通う保育園は裸足による運動の機会を多く取り入れており、被験児には浮き趾のような現象は認められなかった。最初に日本版デンバ一式発達スクリーニングテストの運動発達評価スケールにて粗大運動発達状態のチェックを行ったところ、全員が各々の年齢で到達すべき発達段階に達していた。足圧分布測定は足底と床面の接触圧力分布状態を光学量に変換することができる光弾性装置を用いて行った。被験児には光弾性装置の測定台上に両足をぴたりと揃えたRomberg肢位で立たせ、2m前方の目の高さに設置した視標を注視してもらった。視覚の有無による影響を考慮し、閉眼での計測も行った。足圧分布測定データから特徴値を抽出するためのパラメータとして、左右足上の圧中心(COP:Center of pressure)を求め、その前後方向比率 λ (%)、左右方向比率 η (%)と、足趾荷重比率等を求めた。また、本研究では、足趾の運動機能評価尺度として足趾じんけんを施行し、この成績も併せて比較検討を行った。

3.結果および考察

開閉眼時の年齢と足趾部荷重比率の関係を図1に、足趾じんけんと足趾部荷重比率の関係を図2に示した。図1より閉眼時の足趾部荷重比率は2歳で4.1%、3歳で5.8%、4歳で8%と2歳から3歳児にかけて増加傾向を示したが、有意相関は認めら

れなかった。図2より足趾じんけんスコアの増加に伴い足趾部荷重比率は増加傾向を示したが相関はなかった。このことより、足趾荷重は加齢や足趾じんけんスコアの増加と直接関連するものではなく、別の機構が関与しているものと推察された。筋には持続的な筋緊張に関与する赤筋、瞬発的な運動に関与する白筋があるが、今回の結果は足趾機能面で両者の特性が反映されたものと推察される。安定した姿勢保持には足趾部の抗重力筋がある一定の緊張状態を維持しながら、かつその機能を高める必要がある。そのための効果的な方法については今後検討したいと思う。

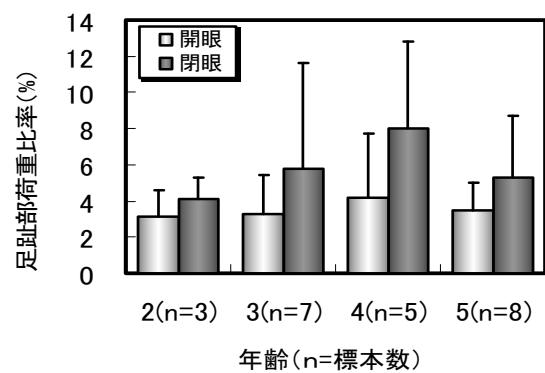


図1 年齢の違いによる足趾部荷重比率の比較

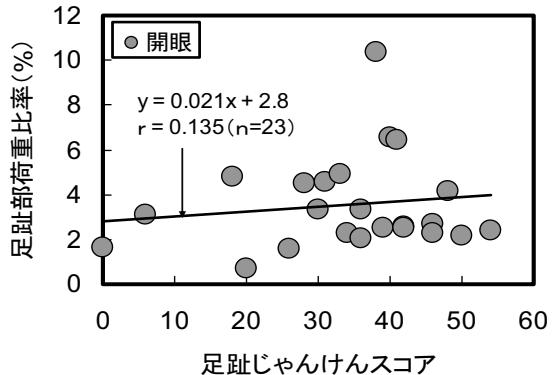


図2 足趾じんけんと足趾部荷重比率の関係

4.結論

- (1) 足趾部荷重比率と加齢との関連性は得られなかった。
- (2) 足趾の支持機能と運動機能の関係には相違があった。

5.参考文献

- 1) 原田碩三. 幼児の1980年と2000年の足について. 靴の医学. 15 (2). p 14-18. 2002

東三河地域研究

通巻 100 号～104 号

平成 22 年 6 月

編集・発行 社団法人東三河地域研究センター
〒440-0888 豊橋市駅前大通二丁目 46 番地
電 話 0532-21-6647
ファックス 0532-57-3780